

平成21年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第3日)

議事日程(第3号)

平成21年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 10番 豊坂 敏文 議員
- 14番 榊原 伸 議員
- 1番 久保田恒憲 議員
- 12番 鵜瀬 和博 議員
- 6番 町田 正一 議員

本日の会議に付した事件  
(議事日程第3号に同じ)

出席議員(20名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 久保田恒憲君  | 2番 呼子 好君   |
| 3番 音嶋 正吾君  | 4番 町田 光浩君  |
| 5番 深見 義輝君  | 6番 町田 正一君  |
| 7番 今西 菊乃君  | 8番 市山 和幸君  |
| 9番 田原 輝男君  | 10番 豊坂 敏文君 |
| 11番 中村出征雄君 | 12番 鵜瀬 和博君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 榊原 伸君  |
| 15番 久間 進君  | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 市山 繁君  |
| 19番 小金丸益明君 | 20番 牧永 護君  |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君  
事務局係長 瀬口 卓也君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 白川 博一君 副市長 ..... 久田 賢一君  
教育長 ..... 須藤 正人君  
吉岐島振興推進本部理事 ..... 松尾 剛君  
市民生活担当理事 ..... 山内 達君 保健環境担当理事 ..... 山口 壽美君  
産業経済担当理事 ..... 牧山 清明君 建設担当理事 ..... 中原 康壽君  
消防本部消防長 ..... 松本 力君 病院事業管理監 ..... 市山 勝彦君  
総務課長 ..... 堤 賢治君 財政課長 ..... 浦 哲郎君  
政策企画課長 ..... 山川 修君 管財課長 ..... 中永 勝巳君  
会計管理者 ..... 目良 強君 教育次長 ..... 白石 廣信君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1 一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますので、よろしく願います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、10番、豊坂敏文議員。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 登壇〕

議員（10番 豊坂 敏文君） それでは、きょうとあす10名の議員が一般質問を行います。市長、教育長御両名に、歯切れのよい答弁を願いたいと思います。

それでは、私が通告をいたしておりましたので、まず給与の格差是正について御質問いたします。

平成16年の3月1日、市として合併時における旧4町間並びに町村組合の給与体系の不均衡が生じておったことは、この不均衡の是正について合併時に調整するというところでいろいろ議論

をされておりますが、それまでに是正措置ができなかったということで、合併後の調整ということになっております。

それから、平成17年には、これは国のほうより、総務省より文書通達のあっております。行政改革の重要方針における総人件費の改革と、これについて実行計画を定められる。市として定めて、この地方公務員の定員、あるいは給与の是正についての改革プランを出すように、新地方行政指針というのでしております。

そういうこともあって、質問事項にも出してありますが、正職員の現在の実施状況、それから嘱託職員につきましては、昨日議案質疑の中でいろいろと執行部の考え方をお聞きいたしました。私は引き続きこの問題解決については、是正策を、改善策をとるべきだということを目指しておきます。

それから、嘱託職員については、もう状況わかりましたから、この実施状況については答弁は要りません。

それから、その他の附属機関の実施状況についてですが、環境管理組合、あるいは農業機械銀行、そして学校用務給食会の状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

それでは、市長、教育長、よろしくお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 10番、豊坂敏文議員の質問にお答えをいたします。

正職員の給与の格差是正の実施状況、嘱託職員の今後の考え方、その他附属機関の職員の実施状況という3点でございます。

まず、正規職員における合併前の給与の格差につきましては、旧4町及び壱岐広域圏町村組合では、同一給料表及び同一の制度の適用でございましたので、大きな差異はございませんでしたが、運用面での取り扱いで多少の差が生じておりました。格差の調整につきましては、壱岐市賃金モデルを設定し、旧町等の賃金モデルのモデル比較による格差調整をいたしました。

格差調整の対象となった職員は、行政職給料表適用者489名中、193名が昇給短縮による加速調整、29名が昇給延伸による足踏み調整をいたしました。格差調整の在職者調整は、平成18年4月1日の給与構造改革にあわせて完了いたしました。開始は、平成17年4月1日でしたが、18年4月1日で完了ということでございます。

その理由といたしましては、平成18年4月1日の給与構造改革の内容が、給料表の水準を4.8%引き下げる抜本的な制度改革でありましたことから、この引き下げ幅を利用して調整し、昇給短縮を行って全体のバランスを図っても、人件費を伸ばさない工夫をしたところでございます。

具体的に説明しますと、このマイナス4.8%の改定っていうのは、当時の本市の定期昇給を3年間行わなかったものと同等の効果が発生したことから、旧制度の1年に1号級の昇給幅からして、最大格差3号級までの調整なら、一気に短縮調整してもあり得ないことだと思いますけど、一気に短縮調整しても、平成18年4月1日の給与月額が、改定前の18年3月31日の給料月額を超えることがないというものでございます。

なお、かたばる病院の職員の給料調整につきましても、労使協議を実施し、同時期に調整を完了しております。

旧公立病院の職員につきましては、合併ということが生じておりませんので、調整の必要がなかったということでございます。

次に、嘱託職員の給料格差について回答いたします。

嘱託職員は、平成21年12月1日現在、160名おります。市発足当時の嘱託職員は190名でございました。市発足時の嘱託職員の報酬月額の決定は、旧町等で任用した嘱託職員をそのまま身分、処遇で市へ引き継がざるを得なかったことから、旧町等においてそれぞれの基準を正とし、その条件のもとで雇用契約が成立していたという経過を尊重した次第であります。

このような形で報酬額のみ決定が新市へ引き継がれたものでございますから、報酬は月額とし、加給を含み予算の範囲内において支給すると運用規定が、嘱託職員取り扱い要綱に示されております。したがって、毎年度嘱託職員の任用辞令に報酬月額を明記して発令しております。

本来、非常勤の報酬につきましては、身分、任用機関から判断すると、関係法規の解釈によりますと、職種に応じた定額の報酬額設定が想定されているところでございます。しかしながら、現在そういう状況にはないということでございますので、議員御指摘のように、今後は嘱託職員の本来の専門性を有するという見地から、職種ごとの報酬改定、定額制の方式の方向で進みたいと考えているところであります。

現在までの経過がそれぞれに異なっておりますために、経過的措置をとりながら、段階的に調整をしていきたいと考えておるものでございます。

次に、附属機関のことについて申し上げます。

壱岐市環境管理組合がまずございますけども、壱岐市環境管理組合は平成17年4月1日付で、勝本支所環境管理組合、芦辺支所環境管理組合、石田支所環境管理組合が合併をしております。平成16年度までは、旧組合ごとの規則によって行っておりましたけれども、平成16年度に調整が行われ、平成17年4月から調整された壱岐市環境管理組合規則により行っているところでございます。

機械銀行につきましては、嘱託でございますので、その取り扱いに従っておるところでございます。

用務給食会については、教育長に答えさせます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 10番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

壱岐市学校用務給食会は、現在73名の職員がおります。このうち、旧町で採用された人々につきましても、職種ごとの勤務年数で幾らかの格差はございますが、職員間の給与の見直しは実施をしております。

給与の見直しの何らかの打開策を講ずるためには、壱岐市からの補助金を受けて運営をしております関係上、その関係各課との検討、協議、研究が必要と考えております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 市長は、私がまだ質問せんとまで回答をいただきましたが、かたばる病院の問題は今から言おうと思いましたが、どうもありがとうございました。

嘱託職員についても、現在は一律でやっているということもありましたが、私は職種ごとにベースを決めてやるべきだということで、段階的に改善をするようお願いをいたします。

それから、教育長に申し上げますが、私は平成16年12月の定例議会の中で、これ一般質問をしておりますが、教育長は「用務学校給食会の職員給与につきましても、旧4町での採用時の条件が異なっておりました。合併後の今日、旧町村間の不均衡が生じております。合併前の調整を図っておるところでございましたが、結果的にその調整ができません、合併後の調整ということになっております。現在、教育委員会でその調査研究を進めておまして、各町の条件を網羅いたしまして、調整を図っておるところでございます。もう少し時間をいただきたい」という答弁がっております。

これについて、まだされておませんが、私は調整は早急に対応されたいということ、調整するようにいっておきますが、教育長の現在の考え方をお願いをします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） ただいまのところ実現をいたしておりません。重ねて申し上げますけれども、市の補助金で運営をいたしておりますので、そこら辺のもろもろの条件等のクリアも、まず必要となってまいります。明快な答弁にはなっておりませんが、御理解をいただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 質問は10回でも20回でもいいわけですが、そこまではいたしませんから、もう少し明確な回答をお願いしたいと思います。もう既に合併前の職員というのは、だんだん退職者も出ております。そういう中で格差是正がされないと、退職給与の問題についても生じてまいります。

これについては、早急にするように指示をしておきますが、教育長、もう一回はっきり「やります」ということを言ってください。それだけで私の質問は終わります。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 給与の見直しにつきましては、その何らかの打開策を講ずるために研究、検討の要があるということは、十分認識をいたしております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） はい。認識はしておりますが、「やりますか」ということを聞いておりますが、その点今囑託職員についても、これは均衡を図るべきだと。これについては、段階的にやっていくと市長の答弁もあります。それに並行しておるわけですから、教育長、「やります」ということの答弁をもう一度お願いします。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 関係諸課との話し合いを重ねまして、その方向に進めさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ただいまの豊坂敏文議員の御質問にお答えします。

教育委員会は行政委員会でございます、独立した委員会でございます。そしてまた、その所管にある用務給食会もそうでございます。

しかしながら、独立した機関と言いながら、やはり市の職員と均衡を図っていけると思っております。今後、今豊坂議員がおっしゃったような方向で、教育長と協議を進め、市の職員と均衡を失しないように対処したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 教育長、退職前に教育長が辞任しない前に、早急にお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、格差是正については、これぐらいで終わりたいと思いますが、2番目に、公共用地の市有地ですが、登記未了について御質問をいたします。

現在、合併前の問題、合併後は現在契約をやって、それで登記完了でもう用買価格で売買がされているということは事実でございますが、これは多くの裁判ごたもなった これは壱岐ではありませんが、会計検査院、あるいは裁判でも実例が出ておりました。そういう中での改善策がなされて、現在ではこういう問題は少ないと思いますが、合併前、特に昭和30年代からの公共事業が多く発生して、壱岐でもあっております。

特に農道、市道、それから学校用地、こういうところもいろいろ用買がっておりますし、用買だけではないですね。寄附採納もっておりますし、交換もあります。そういう中で、登記の未了が現在私の感覚では、壱岐市内では1万件以上あるんじゃないかと思えます。

そういう中で、現在の対応施策というのは、登記嘱託職員で対応されておりますが、この合併前の登記については、後で答弁があるかもしれませんが、何名でやられているものか。合併後の現在、工事をいろいろ行っておりますが、この登記だけでも、追いつかんんじゃないかと思えます。

例えば、年間100件のスムーズな登記で、年間100件できると思います。例えば1筆だけの100名、あるいは70名の共有地であった場合、それが相続登記になると、それだけでも年間1件しかできない場合があります。これについては、現在の嘱託登記の実態ですね、こういうことについてどういうふうにしてあるか、その改善策をお願いをしたいと思えますし、それから、現在は国土調査が、あと芦辺町とまだ郷ノ浦町がっておりますが、そういう中でも、国調時にこの問題が発生してきてると思えます。

国調時に対応されればいいわけですが、これが寄附採納あたりがもう道路、あるいは用地買収はされておりますから、その分は名義人が寄附採納すればいいわけですが、寄附採納もしない場合もあります。所有権を堅持する場合があります。そういうこともあって、なかなかスムーズな登記ができないということもありますし、要点は現在の実態と、それから改善策をどうしているかということと、その点を先に聞いて、それから国調時の対応をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

これは、市長と教育長に、教育長は学校の出資関係に寄附採納をされた事例もあります。そういう中での現在の状況について、お話をお伺いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 公共用地の登記未了について、現状の実態と改善策はということでございます。

御質問の公共用地の登記未了につきましては、大変頭を痛めているというのが事実でございます。議員仰せのとおり、昭和40年以前は、ほとんどが寄附でございます。

そういったことで、昔いわゆる赤道、3尺でしょうけど、そういったものを道路を通すということで、ブルドーザーで押したままという、特に戦時中と申しますか、そういったときは、もう承諾も何もなくて、お国のためということで道路をつくったというような状況もございまして、そういった道路につきましては、ほとんど名義が変わっておりません。そしてまた、今議員おっしゃるように、相続、もう代が2代、3代、ひどいものになりますと、何とか左衛門とかいうような方のお名前にもなっておりまして、かなりの事務量がございます。

ところで、現在市の登記を担当している嘱託職員は6名おります。そのうち、未登記解消担当といたしまして、1名を当てているというところでございます。先ほどから申しますように、登記事務というのは非常に事務量がございすけれども、現在の段階では、このように少ない人数でやっておるといのが実情でございます。改善策と申しますのは、なかなか短兵急に行えないというのが実情でございまして、いろんな問題が発生したときに解決をしていくという方法をとっているところでございます。

国土調査の件については、後ほど御質問がありましようから、後ほど申し上げます。

学校用地については、教育長のほうからお答えいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 10番、豊坂敏文議員にお答えをいたします。

学校基本台帳というのがございまして、その台帳の中には、まず敷地の範囲ということが主になっておる台帳でございまして、その地権者の名前等々がわからないというのが現状でございます。それで、学校の用地関係につきましては、個人名義分になっておるものがございすれば、今後名義がえを行っていきたいと思っております。

特に、地番が確定をいたしておりますので、台帳等の調査から始めるべきだと思っております。

これは、市の管財課の指導を受けたいと思っております。

それと、寄附採納につきまして一例を申し上げますと、合併直前に勝本中学校で個人の方の土地の部分がございまして、その件につきましては、確実に寄附採納をしていただきまして、登記の完了も終了いたしております。ただし、正直申し上げますけど、すべてのことについて把握をいたしておりません。今後の問題にさせていただきたいと思っております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 1つのちょっと事例を挙げてみましょうかね。ある小学校の校舎内ですが、そこに今小学校の拡張があっておりました。これはその学校は、明治43年に現在地に校舎ができておるわけですが、40年代に一応校舎の拡張があって、そのときに個人から市有地が寄附採納されてます。それがそのまま未登記になって、第三者に売ってあります。

例えば約750平米あった土地が、学校に例えば100平米寄附採納した。分筆も何もしなくて、もう現地だけやった。その後、また道路もできてます。道路もできて、約166平米ぐらい減ってるわけですが、今の現時点の面積は、750平米台帳にはあるわけですが、実際には485平米しかない。それを第三者に今度売買してるわけですね。第三者は、台帳上で買って、750平米あるという判断をしてるわけですが、実際には485平米しかなかった、こういう実例もあります。

これは、国調時点で判明されたこともあるわけですが、こういう事例は、もうここだけじゃないです。多くの事例があります。特にまた、現在国土調査をやっておる段階で、これについてはこういう事例が判明しておりますし、あるいは新しい道路をつくるときに、こういう事態が発生する場合もあります。

だから、これは早急に対応すべきという考え方を持って、なかなか対応も難しい、問題提起も難しいわけですが、こういうことが起こらないように、何かの打開策をしなければならない。

そこで市長、現在未登記、こういう措置がなされてない件数というのは、不確定と思いますが、これはもう早く解決をしないと、ますます相続になっていきます。これについては現在1名で、未登記の分については対応してあるという先ほど答弁がありました、1名では足りない。

これについても、特に嘱託職員でいいです。もう正規職員ではなくていいですから、登記の経験がある方であれば嘱託でもいいわけです。そういう嘱託職員の増員を図らなければ、これは早く問題解決にはならないというふうに考えてます。

それについて市長の考え方、それから現在国調時でのそういう問題が起こったときの現在の寄附採納のあり方について、国調のほうで指示をされてるかどうか、その付近の対応の現在の打開策の打ち方について、お願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今豊坂議員おっしゃったように、そういった問題でトラブルが起こっているという状況もございます。そして、市にそれを買いなさいと言って来る方もいらっしゃいます。弁護士と相談いたしまして、「それは全く市には支払う必要はないよ」という、ほとんどが

そういう弁護士の見解でございますけれども、それをこちら側のほうから一方的に強く主張するというのも、非常に難しい面がございます。ある意味全然御本人たちは知らないのに、この道路があなたの名義になっております。あなたの御先祖様の名義になっておりますから、ひとつ登記をさせていただきますということが、ある意味では「寝た子を起こす」というようなことにもなりかねんわけですね。ですから、そういったこともございます。しかし、原則は道路であれば、市がちゃんと市の名義にするというのが、それはもう当たり前のことだと思っております。

ただ、膨大な筆数ということもございます。それで、それを本当に解決するとなれば、もう1人は100人もいるのかというぐらいになるわけでございますけれども、極端な話でございますけど、しかしいずれにしても、何らかの対策は講じなければならないと思っております。

きょうここでどうするというお答えはできませんけれども、ちょっと時間をいただきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 今弁護士の話もありましたが、弁護士は民法上の話でやれば、時効施策もあるわけで、だけど行政は時効でばっかりいっていたら、行政だから、市だから相手は来るわけですから、個人対個人であれば、時効取得もいいわけですが、市の場合はなかなかそう今市長が言われたように、強く主張されないところがあります。ですから、これの打開策については、現況の把握も必要と思えますし、なるべく早く対応して、この改善策を求めなければ、現在の税金等の未収金の徴収よりも、これのほうが複雑化していきます。

この対応については、現在の段階では実態把握も必要ですが、把握をしたらその分の解決に向けて努力をされるようお願いをしたいと思います。

今、市長から答弁も聞きましたので、そしてまた、きのうの囑託職員の関係でもいろいろと質疑を行いましたから、きょうは30分で終わります。ありがとうございました。

〔豊坂 敏文議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、豊坂敏文議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） 次に、14番、榊原伸議員。

〔榊原 伸議員 一般質問席 登壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 通告に従いまして、14番、榊原が市長に対し一般質問をいたします。

1点目として、市と県の執務共同化についてお尋ねいたします。

市長は、この定例会議での冒頭の行政報告の中で、市と県が同じ庁舎内で業務を遂行し、地域

の課題に一体となって取り組む体制を構築するため、県において壱岐振興局と壱岐市との執務室共同化の提案がなされ、これまで協議を重ねてまいりました。

具体的には、「平成22年2月をめぐりに、市建設課と振興局の執務室の共同化を予定し、今回所要の予算を計上しております。今後、他の部署についても協議を重ねてまいりますが、効率的な行政運営を行い、住民サービスの向上に努めてまいります」というような報告をされましたが、私は疑問を感じております。

壱岐振興局と壱岐市との執務室共同化については、仕事の効率化、市の末端の仕事内容が県の職員にも見えて、必要であることは理解をいたしますが、現在の壱岐市を取り巻く市役所の各課の配置、4支所体制の中では無理が生じ、住民サービスの向上どころか、低下につながるのではないかと危惧をしております。

そんなに慌ててする必要があるのか、私は疑問に思いますが、市長の考えをお聞かせください。議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 14番、榊原伸議員の御質問にお答えいたします。

市と県の執務共同化については賛同できるが、県の施設のほうへ壱岐市の職員を異動させることに対して、住民サービスの低下になると考えるが、いかがかという質問でございます。

壱岐振興局との執務共同化につきましては、住民サービスの低下につながるのじゃないかとの意見でございますけれども、この執務共同化のねらいは、県と市が垣根を越えて同じ庁舎内で業務を遂行し、地域の課題に一体となって取り組む体制をつくるのが目的と考えております。市の職員と県の職員との協働により、専門的な知識の共有、専門的技術の向上につながるものと期待するものであります。

もちろん、市民の皆様の利便性の維持、向上を図るため、各庁舎において市民皆様が異動を行いました部署、今回は建設課でございますけれども、に対する要件で来庁された場合、これまで同様各庁舎の窓口で受け付け、取り次ぎを行うなど、十分配慮をしております。

勝本から今のところ振興局舎に建設課が移る予定でございますけれども、各支所でも今までどおり建設課に対する要件、支所で取り次ぎを極力行っていくということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 再質問いたしますが、今の答弁で、各支所でも取り次ぎができる分ということでございますが、今回の市長の報告では、市建設課と振興局との執務室の共同化となっています。先日の全員協議会での振興局の説明では、平成21年度に建設部門、振興局の

農林整備課が振興局国分庁舎、多分現在の普及所と思いますが、そこに、それから市建設課が振興局の本館の4階、平成22年度農林部門で振興局北部庁舎を改修して、苓岐市の農林課等がそこに入るようになるというような説明でしたが、苓岐市の農林課の業務すべてがそこに入ると理解していいのかどうか。

それから、市長の報告では、苓岐市の建設課だけが今回の対象のように感じられますが、県のほうでは平成21年度中に振興局の農林整備課も振興局国分庁舎に異動するようになっています。

今回、市長が申されることを承認すれば、平成22年度の苓岐市農林課の共同化も認めることになると思いますが、そのように理解してよろしいものでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 答弁が少しまじったのかなと思いますけども、先ほど申しました4支所で取り次ぐというのは、今までどおり建設課に用事で来られたと。建設課の用務もちゃんと取り次ぎますよということでございまして、振興局のほうに建設課がいくということには変わりないわけでございます。

そこで、これは今月の5日の西日本新聞でございますけれども、五島市が既に本年6月からワンフロア化をしておるわけでございますけれども、五島市の評価によりますと、共同化による効果について、職員同士の情報交換が頻繁にできると現場の反応はよく、市民からも窓口が一本化されてよいと、好評だと、こういう情報もございます。

それから、執務室の共同化につきましては、五島振興局が先ほど申しますように、6月から農林部門、それから土木が2課、水産課、4部門について執務の共同化がなされております。上五島につきましては、農林課、農業委員会が旧農業改良センターに共同化を、それから水産課も水産普及センターと一緒に21年6月から実施をされております。

対馬は、来年の7月からという予定でございますが、農林水産部と建設部がワンフロア化するということでございます。

それから、先ほど申されました農林部が国分に行くんじゃないかという問題につきましては、提案は確かに受けております。しかし、市が当初お話をしたときは、非常に狭いというふうなことを言っておりまして、じゃあ県があそこを広くするよというお話でございました。それから、2階ではだめですよと、1階ですよという話もしておりました。

この前の前回のお話までの中では、市は2階だと、そして改造もしないということでございまして、それは今のところ私は返事はいたしておりません。来年の2月を目途に建設課をというお話だけは、今しているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） ということは、壱岐市の農林課が業務がすべて普及所のほうへ移るということではないわけ。

もう1つあります。それと、この建設課の異動と農林課とは、県の説明ではもう完全にリンクしておりまして、今回これを認めると、農林課のことも次の23年度の事業も、もう同時に進むように私は理解しておりますが、市長はどのように思われておりますか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど申し上げますように、農林につきましては、県は進める立場からそういうふうにおっしゃるでしょうけれども、私は最初から狭いんですよ、それから1階でないとなかなかうまくいきませんよ。それこそ住民サービスに影響しますよと、そういうことを申し上げております。

担当課にはどういうお話をなさってるかわかりませんが、農林課について行きますよという返事はいたしていないところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） これはこの前いただいた分ですけども、ここに21年度建設部門、県農林整備課は現国分庁舎、それから、市建設課は局本館4階と21年度で県はうたってあるわけですね。しかし、市長はこの建設課だけを提案されていると受け取っておりますけども、21年度で県が示されたことであれば、私は同時進行と思いますので、そのところをちょっと用心深く見ておりますが、今五島市のことも言われましたが、五島市の場合は壱岐と地域的な条件も私もよくわかりませんが、聞くところによると、県の職員の人は少し困ったようなお話があつてのようです。風の便りですけども。

私が今思いつくだけでも、今度の件について、壱岐市では現在石田支所に産業経済担当理事がいて、その下に農林課と水産課があるですね。もしこの中で農林課が局の国分庁舎に移った場合、決裁の問題とかいろいろ出てくると思います。同じことが勝本支所でも言えると思います。建設担当理事が勝本にいて、建設課が郷ノ浦の振興局の本館に移る。こういうことをすれば、決裁をもらうためにまた勝本まで職員が足を運ばなければなりません。

それと、もう一つ大事な件は、上司の目が届かないところで職員が仕事をして、不安でなりませんかということもお尋ねしたいと思います。

それから、もともと壱岐市の組織をつくる時、関連があるから各支所にその組織をまとめられたと思います。だから、今の立派な組織ができていると思いますけれども、それを県の意向だ

から県に従う、その結果、職員にも住民にも迷惑がかかるということは、本末転倒ではなかろうかと思います。

まして、農林関係や建設関係では、住民票を初めいろんな書類が必要になることがたびたび発生します。そのとき、今のようであれば、支所の中で少し動けば事が足ります。手続はすぐできます。しかし、これが今の4支所から離れるとなれば、また住民の人は動かざるを得ません。

また、もう一つあります。これは五島市で解決してるから、どのようになっているか知りませんが、勤務時間帯についても、県の職員の人は9時から始まって5時45分ですか。市の職員の人は、8時30分に始まって5時15分までですかね。同じ職場にしながら、勤務時間帯が異なります。そして、今後発生する光熱費、施設の管理の問題など、先に解決しておかねばならないのではないかと思います。どのように考えられますか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、先ほどから何度も申し上げておりますように、農林関係については返事をしてない。それはこの前振興局のほうから御説明に来られたときに、資料を出されました。それはあくまで県の資料で、県の希望的なものでございますので、それはもうはっきり申し上げておきたいと思っております。

それから、決裁につきましては、確かに今建設課の話をしておりますから、例えば勝本に理事がおりました場合は、勝本まで行くということになりますけれども、先ほどの上司がいないのという話も含めまして、建設課は行きますけど、建設課長は当然のごとく、振興局に行くわけです。上司はおるわけです。最後のいわゆるその上司、建設担当理事でございますけれども、それはやはり定期的に両方見ていただくということになるかと思っております。急を要するもの以外は、決済には問題ないと思っております。

それから、勤務時間につきましては、やはり調整が必要であると思っております。30分違うわけでございますから、これは同一にしていかなければいけないと思っております。

それから、いわゆる電気等々の経常経費と申しますか、そういったものについては当然、その割合をもって支払わなければいけないものと認識しておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今まで質問をしてきましたけども、今回の執務室共同化については、県の指導のもと実施されようとしていますが、このことが県から打診があった時点で私は壱岐市の組織あるいは支所体制の見直しなどを早くするべきではなかったんかと思っております。

今回のように、壱岐振興局と執務共同化を進めれば進めるほど、現在の4支所から2支所ふえ

て6支所体制になり、職員も困惑するし、住民サービスは向上するどころか、大幅な住民サービス低下になると思います。

県がどうしても執務室共同化を進めるのであれば、先ほども申し上げましたが、壱岐市の組織あるいは支所体制の見直しをして、振興局の職員の人が壱岐市の施設といいますか、執務が共同できる支所に入っていただくことを考えるべきだと思います。この共同化は私が推測するに、恐らく県では将来を見込んで職員の引き上げが目的のように感じられてなりません。

来年の2月には県知事も替わられます。過去、壱岐では高田県政から今の金子県政にかわられたとき、非常に苦い経験をしたことがあります。ここは、もう少し様子を見て、先ほども言いましたが、県の職員に壱岐市の施設に入ってもらおう対策を考えるべきと思いますが、どうでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 対馬・五島につきましては、相互に庁舎を、ある部署は振興局にある部署は市の庁舎にというふうになっております。私たちにとりましても、そういうふうを考えておるわけでございますけど、残念ながらスペース的に非常に市の庁舎については狭いということもございます。

また、今、建設課の話をしておりますけれども、建設部門について一応振興局のほうに移っていただいて、一緒になっていただいて、いわゆる住民サービス、これについては極力住民サービスが低下しないように配慮するという、そしてやはりこの市と県の職員の共同によりまして、先ほど申しますような専門的な知識の共有、専門的な技術の向上、そういったものについて、私はかなり県に学ぶところがあるということで、この執務室の共同を御理解いただきたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 再確認をいたします。

先ほど言いました県の農林整備課局部国分庁舎ということと、市の農林課の県国分庁舎への移動は今回はないということは間違いございませんですかね。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） そういう返事をしていないということでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） この件については、予算委員会もございますので、そちらのほうでまたどなたかが協議されると思います。

次の2点目のほうの質問に入ります。

合併浄化槽についてですが、現在、吉崎市では建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員及び汚水量の算定がなされていますが、今回、私は個人の住宅のみについて御質問をいたします。

吉崎市での処理対象人員の算定式では、家屋の延べ面積が130平米を基準に、それ以下を5人槽とし、それ以上が7人槽となっています。私は、地球に優しく環境をよくするための下水道事業であり、合併浄化槽の推進と思いますのでお尋ねいたしますが、御存じのとおり、昔から吉岐には2世帯あるいは3世帯が同じ敷地に家を構えています。いわゆる本家と隠居の関係ですが、しかし、今はその大きな家に夫婦だけ、または夫婦と子供1人だけで住むようになりました。

そうしたとき、どうしてもこの130平米以上になってしまいます。2人で住むのに7人槽では個人の負担も多く、また補助金を出さず吉崎市としても負担が多くなります。確かに算定基準を見ますと、実情にあわない場合は算定人員を増減することができるとなっています。

しかし、担当者に尋ねても、県のほうが理解が難しく算定人員の増減は困難という返事が返ってきます。もちろん、県からの補助金が入っていることも承知の上でお尋ねいたしますが、ここは吉岐の事情にあった対策ができないものかお尋ねします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 合併浄化槽の補助金についてということでございますが、合併浄化槽の人員を決定する方法につきましては、JIS規格での建物の用途によるし尿浄化槽の処理対象人員等算定基準によりまして算定方法が定められております。

この算定によりまして、一般家庭では床面積が130平米以下の場合は5人槽、それ以上の面積は7人槽になります。ただし、建物建築物の使用状況によりまして、JIS規格の算定基準が実情に沿わないと考える場合には、資料などをもとにしてこの算定人員を増減することができますとなっております。

具体的に申しますと、保健所が担当部署、官庁でございますから、保健所と相談をするということになるわけでございますけれども、この規程は残念ながら減らすための規程ではないようでございます。

と申しますのは、例えば私も「3人なのに何で7人槽か」というようなことで大分やりとりしました。これはマックスで計算をするんだということで、「盆・正月に7人来らっしゃられるんですか」という話になるわけですね。ですから、お客さんが来て7人になると、なるじゃないで

すか、130平米以下やったら7人なかなか入られんそうですけどですね、そういうことで決めているということを私は聞いたところでございます。

ですから、このことが正しいかどうか別にいたしまして、この保健所と相談しなさいよというのはふやすほうの相談のようでございます。浄化槽の設置申請者は、浄化槽設置届けを長崎県浄化槽協会を通じまして保健所に提出され、その届け出文書には、これらの基準に基づいた算定した人槽が記されております。

市の合併処理浄化槽設置整備費事業補助金の交付申請をされる際には、この設置届けの写しが必要でございます。したがって、本市が独自で家の延べ床面積により処理対象を何人槽と定めているものではございません。

また、人槽の算定基準の見直しについてでございますけど、市が交付しておりますこの補助金は基準金額は低いわけでございますけど、国、県からそれぞれ補助金をいただいております、市の単独事業で対応することは財源確保ができないため考えておりません。実際の市の補助金は、それぞれの槽の2分の1程度が市の一般財源となっておりますところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 今、市長が言われましたことを、私はどうかならないですかということをお願いとですよねえ。

保健所がまず認めないということだと思いますけども、この合併浄化槽、やっぱりさっき言いますように「地球に優しく環境に優しい」ということで進められていると思いますけども、これをつけたいけども、どうしてもそういうところがネックになるというような話も聞くこともあります。

そこで、担当者が交渉してもちょっと無理な話でございますので、市長が担当理事さんと相談のもとに、壱岐の事情を県のほうによく説明されて、その辺の対策が講じられないかということをお尋ねしておるわけでございますが、その辺はどうでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、おっしゃいますようなことでございますが、一応相談には行かせます。

ただ、法律というのはそういうことで曲がるものではないとは思っておりますけど、相談に行かせます。

それから、参考でございますけれども、国、県の補助基準額は、例えば5人槽で33万2,000円です。しかし、これではとてもということで、市はその5人槽の上限を51万

3,000円というふうに引き上げておるところでございます。

ですから、県は3分の1、国は2分の1あるわけでございますけど、先ほど申しますように現実には2分の1程度は市が払っているという状況でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 県も国も、決めたらなかなかかわらないということは私は存じ上げております。

しかし、政権がかわったからどうのこうのじゃありませんけども、私はもう少し末端のほうから県に訴えて、県から国へ訴えるシステムを今からつくっていかないことには、今まで国の人全然壱岐のことはわからずに、壱岐の道路事情もわからずに、道路をこうしてつくりなさい、ああしてつくりなさいと言うてきたのが物すごく弊害が出ておると思います。すべてのものについてもこういう弊害が出ております。

これはやっぱり末端のほうから県に訴えて、県が国へ訴えるというような形を、無駄な抵抗かもわかりませんが、そういう形をとって、今後、過疎それから離島が困っていることを国のほうに知っていただけるようなことをお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、2点目は終わります。

次に、3点目に入ります。

総合評価一般競争入札についてお尋ねいたします。

さきの壱岐市ごみ処理施設建設工事の入札において、契約の内容を公告し、一定の条件を満たす複数の業者に自由に入札させ、落札者の決定は価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより最も評価の高い者を落札者とする方式である総合評価一般競争入札が採用されました。

結果は、残念ながら不調になりましたが、ここで気になる点が1つありました。それは、平成21年4月の入札説明書の中で応募者が1社の場合の取り扱いについて、入札者が1社であった場合も評価基準に従い提出書類の審査を行うものとするということです。

今後、この総合評価一般競争入札の採用が増加すると思いますが、入札者が1社であっても実施されるのかお尋ねいたします。

また、指名競争入札や一般競争入札についてはどのように考えられているのかお尋ねします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 総合評価一般競争入札についてのお尋ねでございます。

まず、一般競争入札について御答弁させていただきます。

入札参加者が1社の場合について、特段の定め、制限を設けるのかどうかということですが、一般競争入札は入札参加資格を満たしている者で入札参加意欲のある者はだれでも参加できるものでございまして、入札参加者は指名競争入札に比べて不特定多数になることが予想されます。したがって、どの程度の入札参加者があるかは、入札を実施するまで正確な参加者数はわからない状況でございます。

工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしておりまして、入札参加意欲のある者が入札に参加するもので入札意欲のある者の入札参加は確保されております。したがって、入札者が1人であっても入札における競争性は確保されていると考えておるところでございます。

したがって、入札者が1人であっても入札を行っても差し支えないと考えております。ただ、今回「1社でも入札をする」と記述した点については適当でなかったと思っている次第でございます。

その入札の性格によって、1社でもしなきゃいかんか、あるいは複数社でないといけないか、そういったことについてはやはり事前にそういう通知をするべきじゃなかったと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 私がそのことを知りまして、ちょっと県のことを調べてみましたら、一般競争入札において入札参加者が1社の場合の取り扱いについては、下記の4が、特例的な場合の取り扱い、一般競争入札に対するもののうち専門性が高くかつ緊急性や業務の継続性が必要な案件で、過去の応札状況等から判断して複数の参加が見込めない案件については、事前に関係部、競争参加資格委員会において1社の場合の応募の入札でも入札を実施するか否かの決定を行うものとしてありますので、市長が言われることはわかりますが、基本的に入札というのは競争原理を働かせるためには複数といいますか、2社以上が本当というか、意味があると思います。

今回の件につきましては、今言いましたこの中の4番でそういうことを県のほうも示されておりますけれども、今後、指名競争入札や一般競争入札についてはそういうことはないとは思いますが、この非常に難しい総合評価一般競争入札についてはそういうこともあるのかなあと思っておりますけれども、できれば複数の人で入札をしていただきたいと思っておりますが、その辺をお願いいたします。

市長（白川 博一君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員がおっしゃいますとおり、「県の一般競争入札において入札参加者が1社の場合の取り扱いについて」という通知がございまして、今、議員がおっしゃったと

おりでございます。

確かに競争でございますから、1社である、1社の場合はやはり極力避けたいと思っております。

今後、先ほど申しましたような通知文について、そういった何社であつたらしますよとか、しませんよとか、そういったものは記載をしない。やはりその仕事の過去の応札状況とか、あるいは複数の参加が見込めない案件とか、そういったもの等々を十分に勘案して対処いたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 榊原伸議員。

議員（14番 榊原 伸君） 以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔榊原 伸議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、榊原伸議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。

再開を11時15分とします。

午前11時06分休憩

.....  
午前11時15分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、久保田恒憲議員。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 登壇〕

議員（1番 久保田恒憲君） 通告書に従いまして、市長に質問をしたいと思っております。デビュー戦なので、いろいろ励ましをいただきましてありがとうございます。

まず、質問事項、病院改革、原の辻一支国博物館開館を真近にして行政と市民の認識についてということですが、原の辻一支国博物館というのは長いので、今後、原の辻ということできたいと思っております。

質問の要旨1、吉岐が直面する2つの大きな課題に対して市民がどのように考えているのか。その市民の正直な意見を聞きたいと思っておりましたが、市民タウンミーティングが終了しても、そのタウンミーティングに参加した人数が非常に私が思うには満足いくものではないと、そのようなことを考えまして、病院改革のタウンミーティング終了後、民間の5事業者へアンケートの

協力をお願いし114件の回答をいただき、その集計をしました。

その結果、市民病院の地方独立行政法人化について、賛成22%、反対7%、よくわからない70%。

かたばる病院を介護老健施設にするのは、これまあ難しく言えば転換とか何かいろいろあると思うんですけど、わかりやすくこのような質問を投げかけてみました。賛成48%、反対3%、よくわからない48%。

タウンミーティングへ行きましたか。行った1%、行かなかった99%、「じゃあなぜ行かなかったんですか」という理由を書く項目を設けました。知らなかった80%、知っていた、あるいはその他の理由で行けなかった17%。

原の辻、原の辻のオープンに向けての活動とか市の施策、知ってますかということで、知らない67%、知ってるけど参加しなかった32%、参加した1%。

市の活性化を目指す市民団体の存在を知っていますかという問いです。知らない90%、知っている8%。

このような一応結果が出てきました。私は立場上いろんな人の意見をぜひ聞きたいなあという思いがいつもありましたが、なかなか意見を聞いても、それを一々メモするというのも難しいですし、メモしたところでそれが果たして説得力のある資料となり得るかというところではやはり疑問が生じるということで、民間の5事業所へアンケートをお願いしました。

ほかにもアンケートは別のルートでもしたんですけど、さっとアンケートをとって、ものの四、五日で回収に応じていただいた5事業所の集計をまずこちらのほうに出しております。

この結果を受けて、現時点で市長はどのようにお考えなのか、これをまずお聞きしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 病院改革、原の辻一支国博物館開館を真近にして、行政と市民の認識についてのお尋ねでございます。

1番、久保田議員のデビュー戦の質問でございます。お答えいたします。

病院改革に対する市民皆様の認識につきましては、今回、議員が実施されたアンケート調査を伺いますと、認識度あるいは関心度が低いという残念な結果となっております。

しかしながら、さきに開催いたしました病院改革タウンミーティングにつきましては市のホームページ、防災無線、世帯回覧等によりお知らせし、市内4カ所で開催いたしましたところ、参加者は芦辺会場48名、勝本会場42名、石田会場55名、郷ノ浦会場100名と、4日間で245名の方の出席でございました。

参加者数は予想より少ないものとなりましたけれども、御参加いただいた方々から貴重な御意見、会場でのアンケート調査等により多くの御意見をいただいたものと思っております。

また、当日参加できなかった方には、今後も市のホームページ、市報等によりできるだけ詳細に情報を提供し、市民皆様に御理解をいただきたいと考えております。

御承知のとおり、病院事業については、医師を初め看護師等の医療従事者の確保と安定した病院経営が求められるところでございますので、その実現のため医療関係者の専門的な御指導・御助言を受けながら、市民皆様の御意見を取り入れ、早い時期に結論を出し、市民の安全安心の医療を提供できるよう努力したいと思っております。

特に、地方独立行政法人などというものは、平成16年からスタートもいたしておりますし、馴染みが薄いということもございます。そして、島と申しますか、市段階で地方独立行政法人をつくるというのも本当に珍しい事態でございますので、これにつきましても周知を図っていききたいと。性格について皆様にお知らせしたいと思っておりますのでございます。

また、一支国博物館の開館日は来年3月14日に 日曜でございますけれども、決定いたしまして既に壱岐市及び長崎市内において記者発表を終えております。新聞等で報道されたところがありますが、博物館の指定管理者である乃村工藝社においても島内外に開館PRを展開しており、同時に、島内においてボランティア募集とその研修会を開催しております。乃村工藝社がこのボランティアの募集、研修会を実施をしておりますけれども、現在このボランティアの方々が60人余り参加をしていただいております。

また、市報には「博物館と島づくり」と題して、毎月掲載し、その機運醸成に努めているところでございます。しかしながら、冒頭の議員アンケートのとおり、一般市民の方々の認識が低いという御指摘でございます。

この認識を高めるため1つの方法といたしましては開館前に市民の代表者、島内自治会長の代表さんとか、いろんな団体の代表者様等々への博物館の内覧会等を開催するなど、さらなる広報対策を実施していく必要があると考えております。

また、市の活性化のために発足している市民団体との存在と活動内容につきましても、御紹介をしていく必要があろうかと思っております。

弥生まつり実行会とか、チーム防人の方々とか、そういった方々のことについても、市報を通じて御紹介をしていきたいと思っております次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） とにかくこの結果が物語っているわけで、この結果というのは私自身は前から予想はしてたわけですよ。その証拠があるかって、証拠はあります、それは後

ほど言いますけどね。

まず今市長の1つの周知の方法で、よく言われるのがホームページに立ち上げてるっていう表現が市の職員の方はよくおっしゃいます。じゃあ、壱岐の島の中でホームページを見れる環境にある住民がどれだけいらっしゃるかというのは、調査なんかしなくてもすぐわかるんですよ。

例えば、どっかの会合に行かれて、普通の地域住民の会合に行かれて、「皆さん、ホームページ見てますか」という質問をすれば、すぐにわかります。ホームページを見れるような環境にある人たちは、ほかの情報も裕福にとれてる方たちなので、その人たちはホームページだろうが、チラシだろうが、市報だろうが、何でも情報は得てるわけです。

本来伝えなくてはいけない庶民という人たちの視点とか観点というものは、ホームページで通知できない人、そのような情報収集ができない人たちが壱岐においては大多数なんですよ。そういうものをまずつかんで、もちろんつかまれておると思うんですけどね。

ですから、結果を見て、何でも試行錯誤しながらすぐにより効果的な方法をとっていくと、そのようなことを、ここ原の辻とか何とかがオープンすると、建築が始まった時点から考えていかなくتهはいけなかったんじゃないかと思っております。

私なりに、このアンケートの結果をどう感じたかというのをちょっとお伝えしたいと思います。

先ほど市長も言われたように、独立行政法人というのはほとんど馴染みがありません。ですから、みんな、その一言でひょっとしたら引いてるかもしれませんね、引いているというか、ちょっとこれは難しそうだなあ。

それと、時間設定、7時からっていうのも、確かに普通のサラリーマンから言えば7時だったらもう帰ってるでしょう。ただ、やはり民間の人たちにしてみれば、帰って、例えば夕食をつくらないかとか、一番ばたばたしてる時間帯かもしれないんですよ。だから、そのようなことも考えていただきたいと。

それからタウンミーティング、この表現についても私はもう生で聞きました。「何ない、その横文字は」と。それは、行政の間あるいは知識人といったらおかしいですけどね、その人たちにとってはタウンミーティングであるとか、何かシンポジウムであるとか、そういうものは使って当たり前かもしれません。しかし、現実的に広く一般市民にわかっていただくためには、その表現なりもやはり考えた方がいいんじゃないかと。横文字を使えばいいんじゃないかと、そのようなこともぜひ考慮していただきたいと思っております。

かたばる病院はですね、アンケートでわかりましたように、やはりこれだけの高齢化社会を迎えた壱岐で、どうか高齢者の対策が必要だっていうのははっきり見えてきていると思っております。病院改革は必要ですか、市民病院改革は必要ですかっていう問い合わせだけだったら、もうそれこそ100%近くが「改革は必要だ」という答えが返ってくるんじゃないかと思っております。

す。

ただ、その方法論ですね。それがやはり当然問題になってる、皆さんが関心があるところですので、今後も市長におかれましてはきめ細かなっていか、みんなが納得できるような方法で進めていただきたいと思います。

今から、私の長年の、長年でもないんですけど、ここ数年、原の辻に取り組んできておりますので、そちらのほうに主に話を持っていきたいと思っております。

先ほどの市民団体ですね、私はこの中に原の辻オープンに向けてのウォーキング大会とか、そういうような参加者はかなりあるんですよ。食事会、楽しみだとかですね、そういう方たちは1回も2回も3回も行かれてるんですよ、楽しみにして。ここも同じです。行ったことない人に、新しい人たちに知ってもらおう工夫、それがまず第1です。

多分、アンケートとかとられていたので、そういうのが1回、2回、3回で何かもうちょっと考慮されてるのかなあという不安がありました。

そこで、市の活性化を目指す市民団体の存在を知ってますか。知らない。知っている、8%、ここも問題なんです。知ってる方には、その名前を書いてもらうようにしてました。「いきいき健やか21」とかですね。「ヘルスマイト」とか、そういうのがありました。で、ほとんど知ってる方もいらっちゃったですね。

しかし、それは本当に1人か2人。内容的に「原の辻オープンへ向けての」という次に「市の活性化を目指す」という項目をわざと使ったんです。原の辻つながりでここに、例えば一生懸命頑張ってる、先ほど市長の言葉にありました弥生まつり実行委員会であるとか、原の辻サポーターであるとか、そういう名称が出てくるんじゃないかという希望を持ってこのアンケートを実施しました。

ところが、出てきたのは「生きいきすこやか21」、ま、私も携わってますからね、それはいいんですけど、それからヘルスマイトさんとか。

ここで、そのやはり周知方法、なぜ「いきいき健やかさん」とか、そういう人たちが出てきたかということ、いろんな行事に自分から出て行って、「いきいき健やか21」というTシャツを着て出て行って、Tシャツは着なくてもいいというのが一時何かありましたけどね。そのTシャツも数が限られてる。じゃあ、あの人たちはどうしたかということ、地域の運動会に行ったりして、自分たちでビニールでつくって、検診を受けましょうとか、朝食を食べましょうとか、運動をしましょうとか、そういうものをPRしていったわけですね。やはり、それがすぐに結果に結びつかなくても、一般市民の目にはとまってるんです。

ですから、原の辻に向けても、職員の皆さんにまず意識改革をしていただきたいと思いますということで市長は貫頭衣の着用を、まあ、進められました。それを第一歩ですね。その貫頭衣の着用期間も

終わりました。

じゃあ、ここで質問ですが、その後、意識改革ができて、何か動きができたでしょうか。あるいは、その後の何か意識を植えつけるような対策を講じられる予定でしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど来、御指摘がありましたまず独立行政法人であるとか、タウンミーティングとかいう表現、それから時間設定等々につきましては議員の御意見について参考にさせていただきたいと思っている次第でございます。

それから、一支国博物館の認識といたしますか につきましては議会の皆様方にも貫頭衣を着ていただく、それから職員にもクールビズ期間中、貫頭衣を着るということをいたしましたし、着用するというのでいたしましたし、民間のスーパーなどにも御協力いただいて貫頭衣を着ていただいたところでございます。

その後、何をしたかということでございますけど、そのことによって非常に職員の意識も高まったと思っております。それが弥生まつりの協力にもつながっておると思っております。

それから、実は今回「古代史ぎっしり吉岐魅力発信事業」というのをやっております、茶谷プロデューサーに委託をいたしまして、一支国博物館を契機とした広報戦略事業と連動して、「古代史ぎっしり吉岐」をテーマに広く古代の島吉岐のイメージを島内外に浸透させることを目的としておりますけれども、今まで職員を対象にこの茶谷さんの説明っていいですか、吉岐の歴史はこんなに素晴らしいんだということを中心に講義もしていただいたところでございます。

また、おっしゃるように、目に触れるということが意識の高まり、市民の方々の興味の高まりにつながると思っております。

したがって、例えば公用車に一支国博物館、3月14日開館などというやはりステッカーを張るとか、そういった行動も早く起こさないかんと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） まず、職員の意識を高めることができたという結果は喜ばしいことだと思っております。

じゃあ具体的に皆さん、ここにお集まりの幹部の皆さんたちも具体的な行動を起こされたと思えます。

私自身は、博物館オープンの大きなポスターがありますよね。指定管理者が今管理してますけ

ど、あそこに行って「ポスターを分けてくれないか」と、で、「どうするんですか」と、「いやあ、私の自分の知ってるネットワークで、島外の人を通じて目立つ場所に張ってもらおう」と。「だから、何枚かくれないか」ということでもらって、それを自分の知人で福岡の例えば病院の関係者であれば「病院のどこか目立つところに張ってくれないか」と、そういうお願いをしているんです。

あるいは、東京なら東京の人に「どっか張れる場所があったらこっちから送りますよ」ということをやっております。

指定管理者に問い合わせたときに、例えば「歴史学科とか、考古学部とかいう大学がありますか」と、「それをつかんでますか」、「つかんでたらそういうところに送ったらどうですか」という話もしました。「ああ、もうしっかりつかんでますから」とって答えが返ってきましたので、それ以上のことはやってませんけどね。

だから、皆さん方が意識が当然上がってるんですから、例えば今までどこか福岡か何かの出張に行くときとか、あるいはプライベートで行こうが、長崎に出張に行こうが、今からの冬だったらブリを持っていったり、あるいは壱岐の焼酎を持っていったりするわけですよ。

そのときに、一支国博物館、3月14日オープンのポスターとかチラシを持って行かれてますよね。それをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 職員個々の出張のときのことはよく承知をいたしておりませんが、今「プレス」というのが出ております。

そのものにつきまして、それぞれの機会を通じて配布しているという状況でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） ぜひ、いろんなところに持って行って、島外への発信がまず第1ですので、持って行って張っていただければと思っております。

それと、まあ、原の辻をどう売っていくか。島外の人に頼むのもいいんですけど、まず自分たちで考えましょうよと、その自分たちで考りゃ、あるいは市民にどうした方がいいでしょうかとい投げかけをしましょうと。「そのことでいい知恵が湧いてくるんじゃないでしょうか、ぜひやりましょうよ」という私は投げかけを2年ぐらい前から、市長、教育長、プロジェクト室長にはお伝えをしてきております。

最近では、松尾理事にもお伝えをしております。というのは、やはりそういう流れの中で、市民の意識という、盛り上げようというのが出てくる、それ当たり前のことだからお伝えをしてい

るわけです。

ところが、残念ながら、ことごとくその意見の採用にはなっておりません。それは、今後も提案をし続けていきたいと思っておりますので、もしおもしろいなと思われるようなことがありましたら、考えていただければいいんじゃないかと思っております。

原の辻の売り方ですけど、ま、これを茶谷プロデューサーなんかがおっしゃることはもっともですけど、近くに吉野ヶ里がありますよね。吉野ヶ里、それから海を渡って壱岐原の辻、同じような施設ですけど、どうかして差別化をしないとイケません。

そうすると、吉野ヶ里に対して壱岐は、原の辻はどういうふうにして売っていかうかっていう何か秘策がありましたら、ここでお聞かせ願いたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） そういう秘策について、茶谷プロデューサー等をお願いしてるというところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 秘策を練るには、現状を理解しないとイケません。

それでは、まあ、原の辻も吉野ヶ里も復元の建物があります。じゃあ、建物の数だけで比較したいと思います。壱岐の復元施設は何棟で吉野ヶ里の復元施設は何棟でしょうか。この質問にお答えいただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 壱岐の復元施設は、全部で17棟だと思っております。吉野ヶ里については、承知しておりません。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 実は、私最近吉野ヶ里に行ったんですよ。もちろん皆さんも行かれてると思っておりますけどね。11月1日だったかな、バルーンフェスタのあるときに。私は吉野ヶ里ができた当初行ったんですよ、職員旅行で。そのときはまだ整備されてなくて、何や、こう2つ3つの建物が10ぐらいですかね、あって、ほとんど整備されてなかったの、ああ、これはやはり現時点の吉野ヶ里を見ないと話になんないなということで行きました。びっくりしました。すさまじいです。復元施設98棟ですよ。

ちなみに、拳手でいいですけど、行かれた方いらっしゃいます、吉野ヶ里に最近。少ない。あ

りがとうございます。さすが松尾理事ですね。やはり結構変化して整備してきてますからね、敵を知らずして勝てるはずがないんですよ、はい。

だから、それはいいんですよ。現状でもうはっきり言って、吉野ヶ里の施設はすさまじいです。98棟1棟1棟そのものがすごいです。もう施設で言えば太刀打ちできません。もし吉野ヶ里の施設を見て同じような施設だというイメージで海を渡って原の辻に来られたら、がくっとする人がいるかもしれませんので、しないようにする対策を打たにゃいかんのです。「吉野ヶ里もすごいけど、壱岐はこれはこれですごいなあ」、「黒川紀章の遺作の博物館がすごいなあ」、そういう戦略をもう今の時点で組み上げておかないといけないじゃないですか。3カ月ぐらいしかないんですよ。

一番最初にパーっとやらないと、一番最初でこけたら大事になるんじゃないかと心配をしているところです。ぜひ私のこのちょっとした調査ですけど、参考にさせていただきたいと思います。

それで、私がなぜ観光にこだわるのかっていうのを、ちょっと皆さんにお伝えしたいと思います。壱岐島民にお話を聞くと、関係業者以外は「観光なんて」という話が時々聞こえます。でも、たちまち現ナマを 現ナマっていうか、収入を得て活性化につながるっていうのは、観光しかないんですよ。壱岐の中だけでいろんなイベントをやっても、当然のごとく壱岐の中でしかお金は動かないじゃないですか。

その証拠に、各地域、平戸であるとか。五島であるとか、必死にやってるじゃないですか、長崎県も。例えば平戸 平戸だけじゃなくて、これ新聞の切り抜きですけどね、「長崎県松浦市から長崎市野母崎に至る海岸沿いの約280キロの観光活性化に取り組む長崎サンセットオーシャンロード推進協議会（官民67団体で構成）は、12月19日まで同平戸市で、観光客に電動アシスト自転車とハイブリッド自動車などを貸し出す」とか、皆さんご存じのとおりです。

ここで、一生懸命平戸・長崎とか、あるいは最近雲仙とかやってますよね。観光客誘致に各行政機関が一生懸命になってるときに、壱岐にとって非常に悪条件の流れができてきています。それも御紹介したいと思います。

西九州自動車道ってご存じですか。西九州自動車道っていうのが、もうすぐ全面開通します。民宿とか旅館の人に聞いたら知ってますよ。この西九州自動車道っていうのは、福岡、天神ランプとか福岡から唐津、伊万里、松浦を經由して佐世保、そして最後が武雄市かな、に至る道路なんですよ。

今まで福岡から佐世保に行くのに、松浦経由で4時間半、それから、松浦を經由しないと3時間半、4時間半・3時間半で佐世保まで行っていたのが、完成後は1時間半で行くんですよ。半分以下で行くんです。

そうすると、この西九州自動車道っていうのは、ご存じのように西九州の開発のためにつくっ

てる自動車道ですから、これが完成すると、福岡とかなんか大勢のお客さんは、車でそれこそボンボン行くわけですよ。そういうお客さんを唐津でおろして、あるいは福岡の博多港からでもいいですけどね、壱岐に向かわせる、非常に厳しいものがあります。

でも「唐津でおりて壱岐に渡ったら、おもしろかったばい」というものを壱岐市がつくり上げなかったら、それこそせっかく来た観光客も、逃げて行きますよね。近隣の県市は一生懸命にやっています。一生懸命やっても、結構みんな大変みたいですけどね。大きな建物ができるこの壱岐市、これが一生懸命やらないでどうなりますか。

せっかくの機会ですから、マイナス要因をもう一つ。ご存じのように、景気は冷え込んでますよね。先ほど市長が言われた壱岐市の壱岐の博物館を管理させる指定管理者は「乃村工藝社」です。ご存じのように、一部上場、日本の店舗内装業界っていうらしいですね、ディスプレイ業界ではトップです。2番目を走るのが、多分ご存じないと、私も最近調べたんですよ。2番目を走るのが「丹青社」という会社なんですよ。

その丹青社で数多くの県の博物館、日本全国を手がけられた有名な方がいらっしゃるそうで、佐々木朝人さんかな、その方が自分が博物館とかなんかを手がける中で、口癖があったそうです。その方の口癖が、「博物館というものは、できるまではお祭り騒ぎ、できてしまえば後の祭りだよ」と。一生懸命そこにかかわった人でさえ、やはり自戒の念といいますかね、自分にそういうことを言い聞かせつつ仕事に携わっていたんじゃないかと、私はこの話の内容を聞いて、そういうふう感じたわけです。

御承知のように、不景気になってきてます。このディスプレイ業界っていうのも、非常に売り上げが落ちてきているそうです。ですから、乃村工藝社といえども、それから第2位の丹青社といえども、この2大手は官公庁相手の仕事を多くとってきていたと。しかし、この民主党政権で、官公庁の抱える今からの事業は、当然減ってくるだろうと。大手業者といえども、試練の時期を迎えるんじゃないかっていうようなことを、経済を評論しているようなインターネット紙上で読んでおります。

ただ、私が思うのは、世間の状況はどうであれ、もうあと3カ月か4カ月しかないわけですよ。そんなものは打ち破るぐらいの気合いを持ってやはり今からこの壱岐博物館、原の辻のオープンに向けて取り組む必要があるんじゃないかと思うわけです。のほほんとしてる時間ではないんですよ。

それで、今までの県立埋蔵文化財センターということで、すばらしい資料が出ております。ずっと前には、上等な資料で皆さん多分お持ちじゃないでしょう。「もりあぎゅうや 壱岐ば まっと！」っていう5つのゾーンのイメージとか、すばらしい資料ができております。一生懸命努力はされてます。ただ、その結果が先ほどのアンケートに出てるような結果であるっていう現実

は、ぜひ受けとめていただきたいと思います。お金がかかってます。

それと、さっきの「活いきすこやか21」じゃないですけど、金をかけるのも大切ですけどね、かけなくてもやれることはたくさんあるんじゃないかと思います。茶谷さんに頼む、何かまた今度JTBかなんかよくわかりませんが、どなたかを招聘する。お金を出してやるっていうことも当然大切ですけど、やはり職員の力を信用して、そのために一生懸命頑張ってる職員の方がいらっしゃると思うんですよ。その人たちをやはりうまく活用して、ぜひ一支国博物館の会館を盛り上げていただければと思っています。今までの私の意見に対しての答弁を少し受けたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今おっしゃいましたまさに乃村工藝社、丹青社、2社とも入っておるわけでございます。ひとつこの辺のノウハウといいますか、に期待をいたしたいと思っているのが1つ、それから、議員おっしゃるように、職員の意識を高めて、職員のいろんな知恵を活用してやるということが1つ、それから、やはり先ほど言われましたように、どんな不景気であっても、どんなことがあっても、「やらにゃいかんのだ」という強い気持ちで臨む、これが一番大事だと思っています。3月14日オープンでございます。この一支国博物館を核としまして、壱岐の活性化を図っていくという強い気持ちであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 久保田恒憲議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 今の市長の力強い決意に、ぜひ期待をしたいと思っています。

最後に、今までの流れの中で市長がおっしゃったように、「乃村工藝社のノウハウに期待すること」、私は期待してません。それは、期待される側は期待されていいんですよ、期待どおりの結果をもたらしてくれればいいわけで。しかし、期待できないかもしれないよっていうことで、やはり自分たちは自分たちで違う視点からやるということが、私は大切だと思っています。

ですから、乃村工藝社におんぶに抱っこじゃなくて、乃村工藝社の施策を盛り上げるような意味でも、あるいは自分たちでできることは自分たちでやるようなことは、ぜひやっていきたいと思っています。その自分たちでできるということが、地域を盛り上げることなんです、はい。

最後に、さきごろ文化ホールで「長崎県文化財サミット in 壱岐」というのがありました。県が主催する。これも関係者の方しか集まってません。文化財サミット in 壱岐に一般の方もどうぞって言うても、私が一般でも行きませんよ。しかし、その中で私は行きましたけどね、関西外国語大学の佐古和枝教授、この方は鳥取県の妻木晩田遺跡っていうところで一生懸命活動され

てる方です。そして、先ほど何回も言われてる茶谷プロデューサー、原の辻遺跡や、一支国博物館を核とした観光客の誘致を、島外から、大都市から持ってこようというプロデューサーの茶谷幸二さん、お偉い方のお二方、その方が言われているんですよ。「どんなことがあっても、地域住民が盛り上げることは絶対必要だよ」と。「それは、本当に最低限必要なことだよ」と。これは私が言ってるんじゃないかっていう指摘を私はアンケートの中でもしているわけです。

ですから、私たちに振られたこの仕事というか責任、地域住民を巻き込んで3月14日オープンへ向けて、行政も我々も、ともに全力を尽くさなくてはいけないんじゃないかと思っているわけです。

とにかく、人任せにするのではなくて、自分たちでできることを自分たちでやろうということをお伝えして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔久保田恒憲議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、久保田恒憲議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、鵜瀬和博議員。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、壱岐市長に対しまして12番、鵜瀬和博が質問をさせていただきます。

大きく2点、まず最初に、行財政改革についてお尋ねをします。

ことしの3月定例会一般質問におきまして、平成17年度から平成21年度までの壱岐市の行財政改革の取り組みを示した壱岐市行財政改革実施計画、つまり集中改革プランが策定され、具体的な実施要項142項目を掲げ実施されておりますけれども、残り1年となるので、見直し、策定すべきと質問したところ、市長は現在策定している142項目を集中的に行財政改革を進めていく観点から、若干絞り込みを行い、20年7月に策定した無駄遣いストップ実施計画との整合性を図りながら、平成21年度の早い時期に策定すると答弁されましたが、9カ月が経った今ですが、その新たな計画が示されておられません。どのようになっているのか、その進捗状況をお尋

ねいたします。

2点目、政策評価は前年度の決算や次年度の予算への反映、効率的な財政運営など、生かされていないのではないかと。健全な財政運営や事業計画をする上では、時期にあった政策評価が必要不可欠であり、各事業終了後に評価していくようなシステムづくりが必要と同じく、これも3月の一般質問において指摘をしたところ、市長は政策評価は総合計画、基本計画、基本構想に基づいた実施計画で盛り込んだ成果の数値目標の進捗度の管理を行う、つまり達成度を確認し、執行の改善を図ることであり、毎年度の計画策定の検証、予算編成の手続を具体的に1年のタイムスケジュールで洗い出し、明確にする。そのために、21年度からは主管課から6月に評価をさせ、10月末には政策評価を完了させ、来年度に反映できるようにするというものでありましたが、その結果についてさきの行われました決算委員会並びに現在改定をされましたホームページ等で公表されておりましたが、本当に実施ができてるのか。

また、吉岐市行財政改革実施計画集中改革プランについては、行政改革推進委員会により進捗状況の管理及び提言を受け、その結果について広く市民に公表するようになっておりますが、平成19年12月20日を最後に、開催されていないようですが、策定後の評価について開催、活用はされてるのか、お尋ねをいたします。

3点目は、人事評価についてお尋ねをいたします。

人事評価については、能力評価の施行実施及び人事評価と給与待遇をリンクさせた評価基準の策定を、副市長を中心とする市人事給与制度検討委員会及びワーキンググループで研究をしているとのことでしたが、その進捗状況と実施年度はいつごろか、お尋ねをいたします。

4点目、長引く不況に加え、厳しい財政状況では、すべての管理運営を行うことは厳しくなってきております。つまり、民間にできることは民間へ、アウトソーシングの推進も重要であり、多くの自治体においても研究、実施されております。

集中改革プランや無駄遣いストップ実施計画にあるように、特に公共施設等の管理運営の見直しは、将来を見据え早急に具体的に計画すべきと考えるが、市長のお考えをお聞かせいただきたい。

また、無駄遣いストップ実施計画によりますと、21年度から実施予定となっていたホームページ、封筒などの印刷物、またはその公用車の広告料導入については、何ら進展が見られませんが、その理由と導入する考えはあるのか、再度お尋ねをいたします。

5点目、行財政改革を推進する上では、市民等の理解、協力が必要不可欠と考えます。今後の市政を盛り上げていくためにも、協力的、献身的なボランティアや個人、団体について積極的に表彰をしてはどうかと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 12番、鵜瀬和博議員の御質問にお答えいたします。

鵜瀬議員の最初の質問は、行財政改革を中心として5つの御質問でございました。

まず、第1点目の行財政改革大綱及び集中改革プランを、平成21年度の早期に見直し、策定すると答弁したが、その後の進捗状況についてということでございます。

私は今年3月13日、21年第1回定例会におきまして先ほど議員が申されましたようなことでお返事をいたしました。そして、今回の見直しは、私の任期である平成23年度までとして、その後は4年ごとに見直すがいいということも申し上げたところでございます。

行財政改革大綱及び集中改革プランの見直し策定につきましては、現在調整作業を実施しているところでございます。行財政改革大綱につきましては、現大綱を踏襲しつつ、行財政改革実施計画、いわゆる集中改革プランの中身の見直しを進めることで調整を図っているところでございます。具体的な中身といたしましては、人件費の抑制、市立病院改革、中学校統廃合関連、また現在鋭意進めております無駄遣いストップ実施計画の内容も含めて策定することといたしております。

その他の項目につきましても、整理しなければならないところもございまして、時間を要しているところでございますが、いずれにいたしましても、私は21年度早期と申し上げました。現段階まで策定が終わっておりません。おくれております。可及的早く策定いたしまして、お知らせしてまいりたいと考えておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

2点目の政策評価は次年度予算への反映や決算、効率的な財政運営など、事業計画をする上では時期にあった評価が不可欠。3月の答弁どおり実行できているのかということでございます。

また、市行政改革推進委員会は開催されているのかということもございました。

政策評価につきましては、議員御指摘のとおり、次年度予算への反映や効率的な財政運営など、時期にあった評価が必要不可欠であります。平成18年度から導入いたしました政策評価制度は、成果重視型市政の実現、施策や事務事業の重点かつ効率的な展開、市政の透明性と市民への説明責任を果たすとともに、市総合計画の進捗管理を目的として実施しているものでございます。

制度導入後3年を経過しておりますが、昨年までは担当課の政策評価の提出が10月となっておりますため、次年度に反映できないタイムスケジュールとなっております。本年度は制度の趣旨にそったスケジュールの中で、副市長を本部長といたします政策評価推進本部と財政課が連携し、評価結果を予算や事業計画に反映すべく、円滑に進めているところでございます。今後は、本年見直しを実施しております市の総合計画の進捗管理と連携しながら取り組んでまいります。

具体的には、平成21年度政策評価の実施状況を申し上げますが、5月に出納閉鎖が行われま

す。これを受けまして、従来、事後評価のシートの提出を10月にしておりましたけれども、本年は6月中旬までに提出をさせております。第2次評価を7月15日及び22日に行っております。事後評価結果の通知を8月27日付で行っております、355件、上記によりまして財政課と連携し、21年度中改善、または22年度予算以降において改善をするよう反映させておるところでございます。

22年度事業については、予算要求前に新規事業評価シートの提出を義務化しております、財政課と連携し評価結果を反映いたしております。その評価につきましては、10月、11月、既に2回行っております、今月中旬に第3回目を行う予定といたしております、この件につきましては、順調に推移しているところでございます。

なお、ただいま御説明いたしました政策評価につきましては、現在副市長を本部長として、壱岐島振興推進本部、財政課を中心としてその判定を実施しておるところでございます、市の行財政改革推進委員会につきましては、先ほど申されましたように、平成19年12月20日を最後に開催をしております。したがって、民間からの点検等の活用については、実施していない状況でございます。しかも、この推進委員の任期は2年でございますから、もう2年以上経過をいたしておりますので、現在委員もいないという状況でございます。

この点検作業については、民間からの御意見を賜ることも必要だとは考えておりますが、まずは市の厳しい財政状況を職員にも強く認識させるとともに、事業を見直していくことで行財政改革を進めていこうというものでございます。今後につきましては、民間への活用につきましても、行政改革推進委員会の活用も含めまして、新年度に向けて研究していきたいと思っております。

ちなみに、先ほど申しますように、壱岐市行政改革推進委員会は、行革プランの作成、そして行革プランの振興管理を行うという性格でございます。19年12月20日以後開催をしていないということでございます。

壱岐市無駄遣いストップ本部の会議につきましては、5回開催をいたしております。

次に、能力評価の施行実施及び人事評価と給与処遇をリンクさせた評価基準の策定を、ワーキンググループで研究しているようだが、その進捗状況及び実施年度はという質問でございます。

人事評価に関する取り組み状況といたしましては、平成20年2月に市役所内部に壱岐市人事給与制度検討委員会及びワーキンググループを立ち上げ、壱岐市が新たに進める人事効果を中心とした人事、給与制度の構築及びその運用に関し、調査研究及び審議されておりました、最終的には調査研究結果を私に報告するようになっております。現在までにワーキンググループにより平成20年7月に第1回目、平成21年5月に第2回目の中間報告書の提出が検討委員会に上がっております。

進捗状況といたしましては、第1回目の報告で壱岐市人事評価システムモデルを策定し、一般

事務職を対象にした能力評価及び業績評価で構成する評価方法をマニュアル化しております。

第2回目の報告では、専門職種　これは保育、医療、消防、介護、技能労務職でございますが、に対する能力評価要素の作成及び平成20年度に実施した管理職員に対する業績評価の施行実施についての報告がございました。

管理職員に対する業績評価の施行実施については、平成20年度はシステムモデルの問題点等の洗い出しの目的で、自己評価のみにとどめておりました。本年度も管理職員に対し、業績評価の施行実施を継続させておりますが、本年度は昨年の自己評価から一步踏み込んだ業績評価をしております。

業績評価については、目標管理制度を活用した評価手法を採用しております。管理職員にはその年度の行動目標を設定してもらい、それについて難度及び達成状況を評価するというものでございます。今年度は4月に行動目標を設定し、その内容を課長等会でそれぞれ発表及び決意を表していただき、さらに9月末に進捗状況報告書の提出を求めたところでございます。現在、私がそれをずっと読ませていただいているところでございます。

なお、未達成分については、必要に応じて個別に指示を出すというふうに、チェック機能も働かせております。そして、2月末に自己評価及び上司による評価を実施し、業績評価については、一応の評価パターンが完成するようになりました。

次に、人事評価と給与処遇等リンクにつきましては研究中でありまして、現在のところ具体的な基準策定までには至っておりません。今後はこの基準策定及び職員組合との協議並びに全職員を対象とした施行実施を重ねて、人事評価の制度の構築を推進していきたいと考えております。

給与制度検討委員会につきましては、会議回数はこれまで2回、ワーキンググループにつきましては、10回の会議を重ねておるところでございます。

4番目に、厳しい財政の中、今後は民間でできるものは民間へのアウトソーシングの推進が重要になってくるということでございます。これまでの公共施設の見直しにつきましては、サンドーム吉岐の休館、また学びの館の農協への貸与など、施設の見直しにつきましては、鋭意進めてきたところでございます。

議員お話しのとおり、民間に移譲できるものは民間でとは考えておりますが、指定管理者制度の推進が進まない状況が離島である地理的条件と、やはりこの厳しい経済状況において、受け手の需要が少ないのも事実でございます。こうしたことから、今後さらに廃止を含めた施設の見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、広告料の導入についてということでございます。有料広告事業につきましては、市内、市内での検討会の後、機構改革やホームページのリニューアル等を挟みながら、市内で広告を取り扱っている業者等へのアンケートや、吉岐市広告掲載要項、吉岐市広告基準等の作成など準備

を進めてまいりました。

その広告収入で事業を営んでいる事業者からは、アンケートの結果によりますと、市が広告をとると、経営を脅かされるという意見もございました。やはり行政から見ると、広告料をもらって財政の助けにするというその面もございませうけれども、一方民間から見ますと、行政が余り広告をとってもらおうと、私たちに広告が回ってこないという、そういった心配があることも事実でございまして、双方から見る目が大事だなと思っているような次第でございませう。

そのようなことから、実施内容といたしましては、アンケートの内容等をおかんがみ検討した結果、市内広告業者に影響が少ないウェブ広告事業と広告を掲載した物品やサービス等を提供してもらおう提携型事業から実施することといたしてございませう。

ウェブ広告事業につきましては、本年度は需要等を調査するため、他市の状況も踏まえ、トップページに3枠設けるようにいたしてございませう。広告募集は今月発行される市報、12月24日に発行予定でございませうが、及びホームページ上で行いませう。このホームページにつきましては、平成20年2月から実施をいたしたいと思っております。

また、提携事業につきましては、現在広告等を手がける業者と提携いたしまして、吉岐市の年間行事等が入ったダイアリーを作成中とございまして、今月中に1万1,000戸全戸に配布する予定にいたしてございませう。これは、全額広告料収入による配布とございまして、無料で1万1,000部配布をいたしたいと思っております。

今後は、封筒等の無料提供も考えてございませうが、不況ということもありますので、情勢等を見据えながら推進してまいりませう。

また、公用車につきましては、一支国博物館などの開館、久保田議員の御質問のときに申し上げましたが、開館とか火災報知機の設置事業等々のまずは市のPRツールとして利用していき、その後有料広告につきましても、検討していきたいと思っております。

5番目に、行財政改革を推進する上では、市民等の協力は不可欠。今後市政の盛り上げていくためにも、協力的なボランティア、個人、団体を表彰すべきという御質問でございませう。

議員御指摘のとおり、行財政改革の推進を初め、市政遂行に当たり、市民の皆様の積極的な市政への参画と協働による行政運営を実現する必要がございませう。また、これまでの行政主導型の時代は終焉し、行政のやるべきもの、民間でやるべきものを見極めながら、効率的かつ効果的に事業を展開しなければなりません。

そのような中、さまざまな問題や地域おこしなどに多くのボランティアで、個人や団体の皆様が発自的かつ積極的に取り組んでいただいていることに対し、心から敬意を表する次第であります。

市といたしましては、顕著な功勞のあった方々に対しましては、国、県を初め各種団体からの

顕彰機会をとらえ、各所管から推進しているところでございます。市単独の表彰につきましては、  
沓崎市表彰条例に基づいた形で表彰を行ってまいりたいと思っております。

ただし、表彰基準等具体的な内容を検討する必要があるかと考えております。議員御指摘の  
とおり、市政の盛り上げには定例表彰といった表彰手法がより効果的ではなかろうかとも考えて  
おります。積極的に表彰の機会を、今後とも地道な活動を続ける方々が見過ごされることのない  
よう、積極的に表彰の機会を検討してまいります。

以上、御質問にお答えをいたしました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、順番にさせていただきます。

まず、1番目の集中改革プランの見直しについては、市長は3月の答弁では、早い時期にとい  
うことであったけども、まだできてないと。そのできてないことに対して、市長はどのようにお  
考えか、再度またお尋ねします。

できてないことに対して、どのように今思われているのか。まず1点それをお聞きします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 言いわけになってしまいますけれども、主管課におきまして現在申し上げ  
ましたもろもろの業務が重なっておりまして、事務作業、見直し作業がおくれているというこ  
とでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） それはもう確かに実際はそうかもしれませんが。市長はやっ  
ぱ市のトップでありますし、3月のときにあれだけ強い決意を持って早い時期に策定すると言わ  
れたわけですから、それに対しては担当課なり、そういうところにハッパをかけて、おれがこう  
やってするんだからっていうふうになんか言われなかったのかっていうのが、ちょっと腑に落ちな  
いところがありますし、また要はその政策評価は、3月の時点では10月末には完了させて、決  
算委員会等の資料にもぜひ出したいと言われながら、今第2次、3次で副市長のところにとまっ  
ているわけですよ。行財政改革推進委員会については、前のその集中改革プランのときはずっと  
されとったわけですけども、今全くされないで、内部による評価ということですけども、これ言  
わば前のことから比べれば、後退したと私は考えております。言わばその内部だけでの評価委員  
会だけになりますと、どうしても保守的になりますし、第三者から見た場合に、それが正かって  
いう部分は、必ずしも正でないときもあります。

今政権がかわりまして、テレビ等であっております事業仕分け、あれももちろんその議員もいますけども、ほとんどが民間の有識者による事業仕分けによって、いろいろと判断をされてる事業を進められようとしています。その内容が本当に正かどうかというのは、それはさて置いて、ああいったやり方が今の厳しい行財政改革をする上では、ぜひとも民間を活用した、民間の第一線で頑張られる方の意見を聞きながら、それを受けて次の行財政改革につなげていくっていうのが必要かと思います。

そしてまた、管理目標を管理職の方に今提出をしていただいておりますということでした。これも以前の役職で言えば部長ですね、部長の方々に年間の管理目標を掲げられて、そしてそれをもう全部ホームページで公開されておりました。でも、今回そういったことについては、政策評価にしる、1次評価、2次評価等にしろ、現状としてはこうであるということも市民の方に公表されておられません。

市長は、ガラス張りの市政を推進すると言われた割には、そういった部分については、あからさまにしていくのが市長の本来ならその考え方からいけば、それが筋かと思います。

例として、余り遠い先進地だといろいろ地理的なこともあるでしょうから、例として対馬市の行財政改革あたりをお示しします。

対馬市の場合は、その組織目標っていうのがありまして、各部署ごとに目標を制定して公表をされております。そして、先ほど言われました公共施設の見直し、計画書、計画があって実施計画があって、今その個別書っていうのまで公にされております。

また、先ほどから同僚議員も言われておりました外郭団体ですね、特に市の出資が25%以上の団体、またはその市の出資がその財源のほとんど、財源数々ある中で、主流を占める場合について、その外郭団体の運営についても評価をされております。

やはり市長は常々財政が厳しいと言われております。これは国もそうですし、壱岐市もそうだろうとは思いますが、市長が先ほどから自分が任期期間中の23年までの計画を策定したいと、これは確かにそうなんですけど、今の状況からすれば、各ほかの他の自治会からすれば、平成30年とか、それぐらいまで地方交付税の内容とか、またそして、それにあわせて先ほど市長が言われましたもろもろの病院改革ですとか、そういった行財政改革、またはその統廃合の計画とリンクさせながら、そのときに財政をどのように使うかというのを、前もって職員はもちろんのこと、市民皆さん方に知っていただいて、これからの状況は多少なりとも痛みを伴う皆さんの覚悟は必要ですよっていうような御説明もされているようです。

それについてお尋ねをいたします。まず、その行政改革推進委員会、私は民間からこれを設置するというのは、いろいろあるわけですけども、ぜひ民間からそういった評価を受けていただきたいと思っておりますけども、その点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 21年3月の議事録を持っておりますけど、私が言ったことよりも少したくさん言われたようでございますけど、まず行財政改革大綱、集中改革プランでございますけど、これの検証等々につきまして、外部からということでございます。

先ほど申しましたように19年12月20日を最後に行われておりませんで、私も20年4月に就任をいたしまして、その辺について非常に目が届かなかったということもございます。先ほど、来年度からに向けてそういったものを研究したいと申し上げました。

22年度につきまして、民間委員を入れた行政改革推進委員会を、新たな委員をもとに立ち上げたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 12番、鵜瀬和博議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） 私も議事録は持っております。それをもとに話しておりますので、文章の受け方で違うのかもしれませんが、私はそのように受けとめております。

今、市長が言われました行政改革推進委員会にぜひまた民間を入れて来年度から取り組みたいということですので、ぜひそういった方向でお願いをしたいと。

それと、4番目の広告料の関係ですね、市長もいろいろ御存じかと思うんですが、前回のときも、9月のときにもお話しましたが、五島市、対馬市、ほかのところはあんまり、一番離島がいいだろうと思っておりますけど、ホームページをご覧になったことございますか。

確かに、民間の関係があるかもしれませんが、そういったところに広告を出すというところはある程度限られたところだと思います。

仮に実施するにしても、22年の2月から実施をしたいというような答弁だったと思うんですが、これをするためにはまず手数料条例を変更しないといけないんじゃないのかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員、ほかには質問ありませんか。質問は1項目ずつとなって、関連質問は一緒にするようになっておりましたので。

議員（12番 鵜瀬 和博君） そしたら、まずその点が1点ですね。

もう1つは、先ほど言いました表彰規程についてはぜひ市長のほうも協力的、献身的に頑張ってもらっているボランティア等については、壱岐市の表彰規程に照らし合わせながら、定例表彰式等を積極的に検討していきたいということでしたので、ぜひそれは実施に向けて内部のほうで検討していただいて市民が盛り上がっていくような形にしていきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 手数料条例についてはちょっと研究させていただきたいと思います。

今回の12月24日に出しますダイアリーにつきましては、全面広告料でやっているんですけど、それはまだ受け入れておりませんから、直接払っていただくか、受け入れてから出すか。確かに手数料条例についてはちょっと研究させていただきたいと思います。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鵜瀬議員。

議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、その辺の条例等を改正しなければいけないようであれば、早急に改正をしていただいて、民が出してくれる資産についてはどんどん活用させていただきたいと思います。

ホームページについて1点だけ、今回ホームページリニューアルされているいろいろ評判もお聞きはするんですけども、特に先ほども言いました五島・対馬あたりは、長崎県観光推進本部と長崎県観光連盟あたりが主催しております「長崎県を2倍楽しむキャンペーン」等のバナーとか、そして原の辻が3月14日オープンするわけですから、全面1ページ目に出しておくのが本当じゃないかなと。アピールが足りないんじゃないかなと思います。

今は観光に入って、それから原の辻というふうになりますから、最初一面見たときにどれだけアイキャッチがあるかっていうのがホームページのすべてだと思いますので、その点をぜひ今後研究をされて、ぜひ実施をしていただきたいと思います。

それでは、時間的にございませんので観光行政についてお尋ねをいたします。

行政報告によれば、「古代遺跡ぎっしり壱岐魅力発信事業」は来年3月14日の一支国博物館・県埋蔵文化財センター開館を契機に、これまで以上に島内外に壱岐の魅力をより効果的な方法、宣伝戦略を実施し、「古代史の島・壱岐」のイメージを浸透させ、さらなる交流人口の拡大を図られるようですが、博物館建設や開館に向け、県や指定管理者と協議しながら原の辻整備事業を推進してきた原の辻プロジェクト室の開館後の体制と開館後の原の辻遺跡関連事業の窓口はどうなるのか、お尋ねをいたします。

2番目に、先の11月17日に長崎市で開催されました「2009長崎県教育旅行セミナー」に参加をいたしました。

当日は、文部科学省の教育課程教科調査官の杉田調査官を初め、日本修学旅行協会の河上理事長、全国修学旅行研究協会の山本事務局長が講演をされ、その中で平成23年改訂予定の新学習指導要領のもと学校が求める教育旅行の位置づけとしては、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実など、かわりが深くなってきており、修学旅行の形態が以前のような観光地見学型から体験学習、感動という要素が必要不可欠になってきております。

そのため、体験プログラムの多い九州、特に離島が多い長崎県は注目を浴びており、少子化の中、本市と他自治体観光地との競争も激化をしてきております。

本市の体験プログラムの素晴らしさや島自体の自然環境の素晴らしさを島外に発信することを、これまでのように長年実績のある民間の「七浜会」、「青松会」、「学友会」などの努力だけでは、人的、金銭的にも限界があり、市長も御存じのとおり島内観光関係者等が団結協力し「壱岐体験型観光受入協議会」を立ち上げ、壱岐市長杯玄界灘争奪野球大会やバレー大会などのスポーツ交流や修学旅行、子ども農山漁村交流プロジェクトなど関係者と相互協力しながら、受け入れ実績と同時に評判も徐々に上がってきております。

これまでの修学旅行、教育旅行における実績をさらに伸ばしていくためには、県内先進地である松浦市のように、官民一体となった行動、行政の支援、強い後押し、つまり積極的な広報宣伝及び営業活動を一緒に行うことが重要になってきていると強く考えます。

原の辻博物館のオープン効果はもちろんのこと、平成26年の長崎国体開催など大型イベントも視野に入れた今後の観光行政の展望はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

また、今後の観光行政における壱岐観光協会と壱岐体験型観光受入協議会の支援の位置づけ及び考え方、またいろいろと昨年話題の多かった壱岐観光協会の現状はどのようになっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

3点目、今後の観光行政を効率・効果的に推進する上で「古代史ぎっしり壱岐魅力発信事業」やイルカパークを初め壱岐の新たな観光素材や食、歴史、自然を活かした体験プログラムなどを戦略的に積極的に情報発信し、誘致宣伝活動を展開すべきと考えます。

そのために、各関係団体等で取り組んでいるそれぞれの観光施策を統括する総合プロデューサーとして市が率先して行うべきと考えます。

前、定例会の行政報告について、「交流人口拡大については積極的に取り組む」と並々ならぬ決意でしたので、一支国博物館の開館を契機に壱岐島振興推進本部の組織機構をどのようにするのかお尋ねをします。

4番目に、先日、旅行会社数社とお話をする機会がございまして、その中で「壱岐には大変魅力があるけれども、現在お客様の旅行予算が限られてきておって、バス代に比べ運賃が高いのでちょっとねえ」ということで言われました。このような声は観光だけでなく、ほかの産業についてもよく聞きます。

離島のあらゆる産業に関連のある離島航路改善に向けた今後の市長の取り組みは、どのようなものかお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の2点目の観光行政についてにお答えをいたします。

今後の観光行政の展望は、観光協会、受入協議会の支援の位置づけはということでございます。

まず、今後の観光行政の展望はという質問でございますけれども、壱岐には議員御承知のとおり、他地域に負けない海と緑、そしてその自然が生み出す素晴らしい食材があり、これらの自然系観光に加え、国の特別史跡にも認定された原の辻遺跡や270基の古墳を有するなど、まさに歴史の島であることから、来年3月14日の一支国博物館の開館を契機に文化系観光と自然系観光の2本立てを目指し、「古代史ぎっしり壱岐」を前面に打ち出し、総合的に情報発信を行い、多くの方々に壱岐へお越しいただくよう努力いたす所存でございます。

また、教育旅行の誘致につきましても、先ほどから申しておりますとおり壱岐の島には美しい自然景観とほかにはない歴史遺産があり、まさに教育旅行の場としてうってつけの場所でございます。

また、先ほど議員おっしゃいました体験型につきましても、いわゆる「地引網」とか、あるいは「古代の火起こし」、あるいは「くが玉づくり」などもろもろのそういう体験メニューもそろっております。壱岐ならではの自然を活かした体験活動を初め、古代ロマンの学習の場所として積極的に情報発信と誘致活動を行い交流人口の拡大に努める所存でございます。

観光協会と受入協議会の支援の位置づけはということでございますけれども、まず壱岐市観光協会におかれましては、壱岐の観光推進を総括的に推進していただいている組織であると認識いたしております。若年層から高齢者層まで幅広いお客様をターゲットとして、個人旅行、団体旅行を問わず、広く島外の観光客獲得に向けて情報発信をしていただいております。壱岐体験型旅行観光受入協議会につきましては、近年高まるその土地ならではの体験活動等に特化して活発に活動していただいているものと思っておりますが、教育旅行等の誘致を中心として壱岐の自然、歴史遺産を十二分に活かしたプログラム等を開発し誘致宣伝活動を行っていただいております。

観光協会と受入協議会の支援の位置づけという質問でございますが、現在、「壱岐市観光協会」へは運営費という形で年間1,933万円を補助金として市が支出をいたしておるところでございます。本補助金の中で、島外へ向けた情報発信等を行っていただいております。壱岐市とともに観光行政の推進に向けて努力いただいております。

また、「壱岐体験型観光受入協議会」への支援でございますけれども、今年度から子ども農山漁村交流プロジェクト補助金といたしまして年間300万円を市が支出いたしております。本補助金を活用いたしまして、体験プログラムの開発及び誘致、宣伝活動を活発に行っていただいております。

なお、本補助金は特別交付税の算定に適用され、国から特別交付税として市へ交付されるものと考えております。

今後の支援についてでございますが、当然両組織が果たす役割は壱岐市の交流人口拡大に欠かせないものであり、今後も引き続き支援する予定でございます。しかし、壱岐市といたしましては財政的支援をすればそれで終わりではなく、市と観光協会、受入協議会が同一歩調で積極的に相互に協力をしながら交流人口の拡大に一体となって取り組むことが肝要と考えておりました、その意味から観光協会と受入協議会の一体化、観光窓口の一本化が必要と考えているところでございます。

また、観光協議会につきましては、いろいろ組織のことを伺っておりますけど、12月15日に総会が行われまして、新しい会長が選出されるという情報をいただいております。

3番目に、今後の観光行政を推進する上での観光施策を束ねる総合プロデューサー的に市が率先すべきだと、どのようなにするのかということでございます。

現在、観光行政を推進する部局といたしましては、現時点では歴史を売る観光としては一支国博物館原の辻遺跡をメインとして行う「原の辻プロジェクト室」・「文化財課」がでございます。既存の観光資源と博物館とを絡めて行う「観光商工課」がでございます。現在でも、観光商工課におきまして既存の観光資源と一支国博物館、原の辻遺跡の情報発信を行っており、行政報告でも申しましたとおり11月から株式会社ケイジェイ企画の職員を観光課職員として招聘いたしております。

これにより、民間企業の視点に立った助言をいただき、広報誘致活動をさらに強化しながら、より実践力の高い組織になるものと考えております。今後の観光行政の推進を図る上では観光商工課が総合的な窓口として機能するものと考えております。

4番目に観光だけでなく、あらゆる産業における離島航路の課題への今後の取り組みはという御質問でございます。

現在、航路において長崎県離島基幹航路運賃対策協議会や壱岐対馬航路活性化協議会で運賃の低廉化や交流人口の増加を図り、航路の活性化に取り組んでいるところでございます。

あらゆる産業における離島航路の課題といたしましては、農産物や水産物の輸送にかかるコストが挙げられますが、輸送にかかる費用が高く経営を大きく圧迫しているのが事実で、現状でございます。現在は、貨物車に限り、早朝、深夜便、自動車航送運賃割引証を発行して割り引きを行っております。この割引率は3割でございますけれども、昨年、平成20年度中の実績は730台にとどまっております。

また、空路では離島産品をORCの貨物スペースを利用して長崎空港へ航空輸送し、大村県央地区を初めとした本土地区と離島地域との物流ネットワークを構築する離島産品航空輸送高度化事業も実施されております。

今後、あらゆる機会を利用し、国や事業者に対し、この離島の現状を強く訴え、旅客運賃への

支援だけでなく、自動車構想に対しての支援についても強く要望してまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 鷗瀬和博議員。

議員（12番 鷗瀬 和博君） 市長、原の辻プロジェクト室の開館後をどうするかというのを言われてませんが。ま、推進本部にまとめられるということですね。職員を。（発言する者あり）わかりました。

ということは、今の観光商工課が、原の辻プロジェクト室からプラスアルファ来るわけですから人数としてはふえると、それに（株）KJ企画より池上課長補佐を迎えて、そして茶谷さんのプロデュースを基本にしながら交流人口の拡大に努めていきたいということによろしいですかね。

茶谷さんの分についても3月までですから、いわば前もお話しましたが、壱岐市観光地づくり実施計画概要、これ御存じかと思えます。壱岐市には23年度までに、19年度比の約10%増の67万人を誘致するという計画でございます。それに向けて、推進本部については増員をしていくと、努力するということがございました。

それで、私はこの観光行政について一番大事なのは戦略と思うんですよ。その戦略をするためには、いろんなメニューがあって、それを消化するだけではなくて、積極的に営業的な形で職員が、例えば例を挙げますと「七浜会」あたりが営業に行くときに、一緒に職員もついて行って、私たちその壱岐市行政も含めて皆さんをバックアップしてお迎えしますよという、この一言があれば大分かなり違うと思うんですよ。

そういった後ろ盾も必要ですし、今、先ほども言われました体験型観光受入協議会、こちらのほうも立ち上げられて間はないんですけども、大体もう2,000人以上の集客をしておりますし、それまでに営業活動として24回ほどいろいろ出張して観光連盟に行ったりとか各エージェントを回ったりされております。

今度、市長も御存じのとおり、21日に旅行エージェントツアーがありますけども、こういったところも受け入れ協議会がアクションを起こしてしております。観光協会と一体的に、壱岐の観光についてはぜひ窓口一本化でしたいということですので、それ相応分のやはり支援を含めてお願いしたいと思えます。

また、ことし初めて観光振興推進会議っていうのを年に今まで2回しておりますけども、ぜひこれ民間の方たちもあわせて組織としてつくられておりますので、そういった方々の御意見を聞きながら、戦略的に実施計画である数値目標に向かって努力をしていただきたいと。あくまでも、戦略的にしていかないと単なる予算の消化で終わりますので、ぜひその辺は気をつけていただきたいと。

また離島航路につきましては、もう市長も対馬市と一緒にあって、国のほうに働きかけをして

おりますので、これからもさらに力強く推進していただきたいと思います。

壱岐市を取り巻く状況はかなり厳しいような状況になっております。先ほど来より出ておりますように、自治体競争ができてきておりますので、財政を効率・効果的に使えるように、計画的にぜひ戦略的に観光も含めた交流人口拡大にぜひ御努力をしていただきたいと思います。

最後に、市長の決意をお聞きしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、議員おっしゃるように戦略は絶対必要だと思っております。戦略、そして戦術を間違えんようにやらないかんとおっしゃるところでございます。

それから、先ほど言われました外に向かつては戦略・戦術使います。しかし、壱岐の受け入れる旅館の皆さん、そしてハートを含めました市民の皆さん、その気持のやっぱり受け入れのほうもぜひしっかり頑張りたいと思っています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔鶴瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、鶴瀬和博議員の一般質問を終わります。

.....  
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。

再開を 2 時 5 分とします。

午後 1 時 51 分休憩

.....  
午後 2 時 05 分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6 番、町田正一議員。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（6 番 町田 正一君） 一般質問を行います。

市長、アドリブで結構なんで、私の目を見ながら回答してもらいたいと思います。

さっきから地域の活性化とか、観光とかよく言われてます。まあ必要だと思いますけど、僕は地域の活性化の大前提はそこに住んどる人間がいかにか幸せな生活を送るかというのが一番重要なことなんです。その前提がなかったら、幾ら観光の施策とか何とかがひとり歩きしたって、それは市民はだれもついてこんどです。

その観点から、私はきょう一番最初に離島振興法の活用状況について質問通告をしとるわけで

すが、私もちょっとアドリブでやりますんで、なぜ質問しようかと思ったら、実は私もちょっとある人から「離島振興法の内容について聞かせてくれ」ということで、「議員になってもう6年にもなるのに、改めて離島振興法を今さら勉強するのも」と正直言って思っていましたけど、改めて取り寄せてみました。

そしたら、離島振興法の補助メニューっていうのはすごいものがあります。これ全部やったら、皆さんたちの仕事は恐らく3分の2ぐらいなくなります。県が出しとる振興計画に従って全部やったらいいんですけど、御存じのように離島振興法っていうのは昭和28年、長崎県が全国に先駆けて音頭をとって全国の離島に住んでいる人たちが、離島に住んでいることで非常に厳しい生活を送ってるから、本土並みに、少なくとも安全で生活が向上するよという観点で離島振興法はつくられてます。

10年ごとの時限立法なんで、その間ずうっと10年ごとに更新されてまして、直近が平成15年、離島振興の有効期限が平成25年3月です。政権がかわりましたんで、恐らく事業仕分けでこれまたなくなるんじゃないかと非常に危惧してます。この56年間、長崎県全体で2兆2,000億円以上、壱岐市で旧4町時代まで含めて、2,900億円がこの離島振興法の補助対象メニューで国から資金が投下されてます。

私も最初は、離島振興法といったらすぐ、ああ、港湾だ、道路だ、漁場の整備だ、農業の基盤整備だ、そんなハード面だけの補助だろうと思ってました。昭和28年制定ですから、当時はもうそれが一番急がれたことなんです。もう、どうしてもそれはそうせんと、離島がもうどうにもならなかったから、最初は港湾整備、道路整備、農業・漁業の基盤整備に金が使われたのがほとんどだと思います。

直近は平成15年に、一番直近の離島振興法が10年間延長になってますが、このころから市長も御存じのとおり市とか町が振興計画を基本的につくって、そして長崎県が振興計画をつくるように今なっております。

通告に従いましてずっと質問していくんですけど、一番最初の17年に一部改正になりますんで、条例がちょっと違ってます。3条は、今御存じのように4条になってますんで、それに新しい分にあわせて質問します。

4条について、長崎県の離島振興計画は私も見せてもらいました。これは、数値目標も何も入っておらるので、学校の目標と一緒にみんな仲良く楽しく暮らしましょうみたいな、その程度の振興計画なんで、ほとんど役には立たなかったんですが、4条の分についてはこれは結構です。もう私も県のほうから手に入れまして、読ませてもらいましたし、壱岐市の振興計画も手に入れましたんで、これも読ませていただきました。

次の分からについて、11条になってますが、これ今現在10条ですかね、なってます。

10条について、離島振興法では医療の確保について、県に義務を、これは県だけです。離島振興法は、非常に県の義務と、それから地方公共団体の義務、地方公共団体になったら市町村も、吉崎市も入るわけですが、県の義務について、第10条については医療の確保について書いてます。

ここでは、無医地区、要するに医者がおらん地区についてはこれは県の義務として診療所の設置とか、巡回診療とか、あるいは看護師の設置とか、そういったことも、これは県の義務としてやらなければいけないというふうに書いております。

その前提として、離島地域における医療の確保については都道府県はできるだけ努力しなきゃいかんというふうに書いとるんですが、三島についてはこれ現に医者はおらんわけですが、三島は無医地区に当たらないのかと、私ちょっと考えたんですよね。まず、この点についてちょっと答弁をお願いします。

それから続いて、質問通告では13条になってますが、11条ですね、新しい分では、高齢者の福祉の増進規程というのがあります、離島振興法で。これも県の義務です。義務なんですよ、法律で定めた県の義務なんです。として県に課してるんですが、老人福祉法第5条っていうのはいろんな今僕たちが普通老人が居住する施設のことです。デイサービス施設とか、特養とか老人ホームとかに、そういった施設にあわせて、それ以外にですよ、「高齢者の居住の用に供するための施設の整備等に特別の配慮をする」と書いてますが、吉岐の場合は今も待機者がこんだけおっても特養の増床すらままならないと。

いつも、答弁では県の許可が下りんとかなくなるとるんだけど、県は離島振興法をこれ無視してるんじゃないかと、正直言って思うんですが、この点についての県の格段の配慮っていうのはどうなるとるんだと。この点についてちょっとお尋ねします。

それから、特養老人ホーム等の設置義務があるんですが、それ以外に高齢者の居住の用に供するための施設というのは一体何かと、それ以外に。その点が2点目です。

それから3番、3点目、質問では14条になってますが、平成17年の新しい分では12条です。

これも、交通の確保がうたわれてます。離島ですから当然ですね。海上、航空、陸上が特別の配慮をしなければならないというふうになってますが、その内容はですね、さっき鵜瀬議員のほうからも航路対策については、本来、離島振興法というのは本土並みの生活を離島民に与えるために保障するためにつくられた法律でありながら、市長も知つとるとおり、長崎県はまだ相変わらず全国で4番目の低い県民所得しかありません。この間、まして離島においては、県がその程度やったら離島なんかいうたらもう本当に、全国最下位は沖縄県ですけども、沖縄よりも僕たちはひどい生活をしとるんじゃないかと、そういうふうにしておるわけですけども、この交

通の確保についてちょっと市長、ここについては離島振興法で今どんな措置がされてるのか。

特に、市長、私もいっぱい資料を持ってきて、この離島振興法の補助メニューの中に、陸上のバスの補助メニューの中に国の地方バス路線維持費補助制度、これは離島についてですけども、生活航路路線維持費補助というのがあります。これは多分、離島の、例えば壱岐は一般会計から壱岐交通に対して赤字ですからバス路線の補助として出してるわけです。たしか6,000万円とか8,000万円とかの数字だったんですけども、ちょっと読みますけど、「地域協議会で必要と認められ、都道府県が指定する生活交通路線の運行費等について、都道府県と協調し支援しなければならない」と、あと生活交通路線とかこんなもんだとかいうように書いてあるんですが、これは負担割合は国が2分の1、都道府県が2分の1なんですよね。壱岐市はないんですよ。国が2分の1、都道府県が2分の1の補助があるというふうに書いとるとですが、これは壱岐交通のバス路線維持については当てはまらないのかと、その点です。

それから、これ4番目です。質問では11、19となっていますけど、これ9条と20条にかわってます。これゆっくり読みますから、地域振興に 壱岐みたいな、地域振興に資する事業を営む者 要するに壱岐の経済の活性化のために事業を営む者に対しては、資金の確保や地方税の課税の免除とその分が国の補てん措置が規定されとるとです。この19条は、僕も正直言って、ま、20条ですね、何回読んでも非常にわかりにくい中身だったんですが、どのように壱岐市はこれを事業所に対して活用されとるのかどうか。

以上4点について、市長、時間が多分なくなると思いますんで、短く、すばすばと答えていただきたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番、町田正一議員の御質問にお答えします。

離島振興法、お恥ずかしい話ですけど、今、町田議員が勉強されている以上に私は勉強してないと思っております。

まず、4点の質問がございました。その前に2番目のほうから申し上げますが、高齢者の居住の用に供するための施設の整備というのは何を指すのかということから申し上げますが、現在市内において整備されているのは養護老人ホーム1カ所、特別養護老人ホーム2カ所、介護老人保健施設2カ所、グループホーム1カ所の4施設でございます。

このほかに、高齢者専用住宅、有料老人ホーム、経費老人ホームなどがございますけれども、壱岐市においては現時点であっていずれも未整備でございます。これが、いわゆる高齢者の居住の用に供したものの施設の整備ということに当てはまるかと思っております。

1番目に県の格段の配慮というのは、やはりこれについても具体的に私もちょっとお答えがで

きませんけれども、補助率等々ではなからうかと思っております。

定員については ちょっと名前忘れましたが、整備率、施設整備基準が特別に離島だからふやすとか、そういった特段の配慮はあっていないと思っております。

3番目のバス路線の補助問題でございますけれども、まず補助対象路線の要件を満たしているというのは、市の同意を受けて、その後長崎県バス対策協議会などの承認をへて、県知事が認めなければならないとなっております。現在、該当しております路線は国分経由一周芦辺線と湯ノ本経由勝本線がこの補助対象路線となっております。

なお、壱岐市から壱岐交通株式会社へバス路線の維持費補助金として交付をしておりますが、それは平成20年度の実績で申し上げますと、高校生の通学定期券への助成として50%、75歳以上のバス利用者への助成として25%を充当しておりますので、路線への維持費補助というのは残りの25%でありまして、当該補助事業には該当しないと思っております。

この補助金につきましては、特別交付税の対象として要望しているところでございますが、現在、金額で申し上げますと、国分経由一周芦辺線につきましては836万円、国、県、各418万円ずつでございます。湯ノ本経由勝本線については432万2,000円、おのおの216万1,000円ずつでございます。

単独補助といたしましては、6,880万円を助成しておりますが、通学定期に3,378万8,000円、49%になります。75歳以上、バス利用補助金について1,688万円、路線維持費補助金、これがいわゆる維持費でございますけど、1,813万2,000円というふうになっております。

なお、生活バス路線の運行対策費補助として、県単独で印通寺経由芦辺線に196万2,000円、これは県と市で半分ずつ、98万1,000円ずつでございます。国分経由芦辺線で49万2,000円というふうになっております。

4番目の20条の件でございます。地方税の課税免除措置というのは、壱岐市におきましては過疎地域自立促進整備推進特別措置法第31条により、固定資産税の課税免除に関する条例を定めております。この条例の適用状況は、旅館業において平成19年度から21年度までの3年間、1軒の適用となっております。合計3年間で80万700円、旅館業の方に減免をいたしているところでございます。

三島地区は無医地区に該当しておりまして、診療所の設置そのものは現在壱岐圏域においては無床診療所であれば公立、民間を問わず、法的に特に制限はございません。

しかしながら、昨今の医師不足、さらには経営の問題も考えれば、相当の労力を講じなければ診療所の開設は困難であると思っております。ただ、今、三島の方々の健康の保持については、現在（発言する者あり）ちなみに三島の合計の住民の数は11月末現在で459名でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 時間がなくなりますんで、市長、まず1番目、三島は無医地区なんですよ。

市長、これ市長が答弁するんじゃないです。これ離島振興法では、県がやらなければならないというふうに決めてあるんですよ。市長の責任でも何でもないとです。これ、長崎県がやらないかんとです。

離島振興法が一番最初にできたときに、昭和28年にできたときに、無医地区についてはこれは県の義務として、県の義務としてですよ、県の義務なんです、法律に書かれとる義務なんです。

ちょっと待ってくださいね。都道府県知事は、無医地区に対して 関し次に掲げる事業をしなければならないと書いとるとです、法律で。

1が診療所の設置です。2番目が患者の輸送の準備です。これ全部やらんといかんとですよ。定期的な巡回診療を、保健婦による保健指導等の活動、医療機関の協力体制の整備、その他無医地区の医療の確保に必要な事業、そして都道府県知事は今までこのやる事業を実施するときには、必要があると認めるときは、病院または診療所の開設者または管理者に対し、あと、ずっと書いてとってです、医師の派遣をなささいというようにですね。

基本的に、市長は多分僕より詳しいと思うんですよ、行政経験長いからですね。三島は無医地区なんです。今までこれ放ったらかしにされとったんです。これもともと県がやらないかんな事業なんです。本当は、これ壱岐市議会で僕が質問することじゃなくて、県議会議員が県議会で質問することなんですよ。

僕は、このことに対しては、市長、僕がここで幾ら吠えたって「蠅螂（とうろう）のおの」という気がするんですけどね、この少なくとも国が定めた離島振興法という法律にのっとって、しかもこれ都道府県知事が、県知事がこれ義務化されとる法律なんです。今まで放とったということは僕は県の姿勢は許されんことだと思っているんです。

これは市長が考えることじゃないですよ。医師の招聘はどうするかとか診療所をどうするかとか考える必要はないとです。

県に対して「やれ」と、これが法律じゃないかと。市長もさっき「簡単に法律はかえられん」と言われましたけど、そのとおりなんですよ。これは法律なんです。罰則規定がないというだけのことです。これは法なんで、県に対してはぜひこの三島地区の診療所は県営でやれと、ぜひそれ言ってもらいたいと思います。

それから、バス路線については、市長、私が今2路線については僕が言うた分です。国が2分の1、県が2分の1、じゃあそれ以外の路線については、なぜこのバスの運行規程、離島振興法

に記されている国、2分の1、県2分の1の補助対象にならないのか私もさっぱりわからないですが、その点についてもう一遍お聞きしたいと思います。

それから、高齢者の施設についても、これ厚生委員会の所管事項で、なぜこっだけ100人も待機者があるのに吉岐では増設が認められんのかと。

そしたら、いつも県が許可しない、県の平均よりも吉岐の場合は収容人数の基準が県平均よりも上回ってるから、できないんだということですけども、僕は厚生委員会のメンバーの人たちと一緒に対馬行きました。対馬の老人施設の整備率はすごいですよ、それは。

「だから赤字になっとんだ」と言われたらしょうがないんですけども、ぜひ、これは、これも県の義務なんですよ、国の義務なんです、離島振興法というのは。今まで、振興法というのは離島だから本土に比べて、もちろん、僕たち生活面でも交通面でも、文化の面でも医療、福祉、全部差があるからその本土との格差を解消しようということで優遇措置して、長崎県が音頭をとってこれやっとなですよ。長崎県が音頭をとってやって、この吉岐市に対して、この体たらくは何だと。もう28年の港湾整備とか道路とか、そういう時代はとっくに過ぎとる。

もっと僕は県にも文句言いたいんですけどね、この県の振興計画を読むと何て書いてあるかといったら、「悠々快適いきいきアイランド構想」というのがあるんですよ。

「悠々快適いきいきアイランド構想」、そして福祉移民とかですね、シルバータウンの建設とか、そんなことがこれに書いてあるとですよ、福祉の面で。何か実現しよることがあるとかと、長崎県がですよ。市長はどう思われとるかしらんけど、こんな体たらくだったら、真面目に吉岐島民は福岡への転県を考えたほうがいいんじゃないかと。前の市長はそれを言うて、えらい県知事から怒られたことですが。今度、県知事もかわりますんで、もうそろそろ全島一丸となって、福岡への転県も僕は考えるべきだと。

こんな県が振興計画こんなあるだけで何か実現したのかあるのかといったら、学校の統廃合ぐらいのもんですよ、実現しよるとは。

これもう、僕は本当言うたらここで全部聞こうと思ったんです。「いきいきアイランド構想」というのは何だと、福祉移民とは何だと、多分これ福岡県から年寄りを全部引っ張ってきて、吉岐をですね、そしたら福祉の施設に入れて交流人口を拡大しようという構想です。何か具体的にそういうのが、施設をつくるような補助メニューが県が今まで出してきたとかと。

市長に文句言ったってしょうがないとですけど、金子さん呼べと言いたいぐらいなんですけども、9条、20条の固定資産税の課税免除についても、これ音嶋議員も同じような質問、僕もいつもしてますけれども、パチンコ屋とサラ金と銀行から税金とれって言うてますけども、これまあ地方自治法の税法上の問題があってできんと言われましたけども、少なくともこの9、20条に書いてあるように、市長はさっき旅館が1軒だと言いましたけど、旅館だけじゃないですよ。

これ課税を免除するというのは、ほかにも幾つも職種があります。基本的には壱岐の経済の向上に役に立つ事業所に対してはそういった税金を免除していいということが書いてあるとです。今から起業をする人もですね。

それでもせんと、僕はもっと言えば離島については法人二税はすべてただにしると、法人市民税、法人事業税は全部ただにしるとか、そんなくらのことは言わんと離島に企業は来んとですよ。

新しい離島振興法をつくられるときにはぜひもうそんなくらのことも考えてもらいたいと思うんですが、市長、私が今質問したことについて、ちょっと答弁をお願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、最初におっしゃった国庫補助の路線が2路線なのはなぜなのかと、ここに要綱がございますけど、なかなかこれだけ見てもすぐわからんわけですが、国庫補助対象路線から外れたものは県単補助でしなさいということで、先ほど申しました2路線が県単補助になっているということでございます。

これ、補助対象事業者は不採算のバス路線を運行する乗り合いバス事業者ということでございますから、うちは全部なるという状況でございますけど、なぜかなっていないと。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

それから、県への要請、これにつきましては県議もおりますし確実に要請をしていきたいと思っております。

それから、先ほど言葉を忘れたと申しましたが、基盤整備率という言葉でございました。思い出しました。今では介護保険制度でございますから、壱岐市の介護保険における要介護者の住むところの基盤整備率というのがございまして、壱岐市の場合の特養で160、それから老健施設も160でございます。

そういったことで、グループホームは9でございますけど、その率が五島・対馬が非常に多いというような、それはもう確かに壱岐の2倍くらいあるわけですけど、なぜかと申しますと、これは平成12年に介護保険始まったわけでございますけど、その前に措置という形で特養ホームがございました。

今は介護保険事業でございますけど、その前は措置でございますが、その措置の段階で五島・対馬は物すごく特養ホームをつくっていたということで、追認という形で基準よりオーバーしてるんだけどいいよということになったという事情がございます。

それから、これは答えんでいいかもしれませんが、転県の問題でございますけど、転県運動よりも私はやはり道州制を早くしてもらいたいと思っておりますが、もし転県運動するときは麻生知事に「これやってくれますか」とお約束してから転県運動せないかんと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） これ無医地区についてはすぐ県議に質問してもらいたいと僕も思ってます。

それから、老人施設については五島に私もちょっと行ってないですが、対馬は確かに壱岐の2倍近くあるんですよ。

平成12年の介護保険制度ができたからも、たしかつくったと思います。いや、民間の老健、特養か何かがあつたはずなんですよ。私はちょっと資料を持ってますけど。これは対馬はなぜできたかというたら、旧6町それぞれがみんな特養をつくっているんですよ。

ところが、壱岐は これいいかどうかはわかりませんよ。町村組合があつたせいで、本来ならば地域バランスを考えて、4町にそれぞれ特養老人ホームはあつて然るべきだったんですよ。

ところが、今みたいな勝本の湯ノ本の温泉療法があるからってということで、あそこの狭隘な地にわざわざつくったんですよ。

だからもう、これを別に、市長に今さら時間を戻せというわけに行きませんが、僕はこの増員について待機者がこだけおるのは離島振興法の趣旨からしたら基本的にはおかしんだと。しかも、長崎県全体では2兆2,000億円です。そのうち、壱岐に来るとは2,900億円ですよ。僕はこれ、人口割合からしたら壱岐はこれちょっと少ないんじゃないかと、余りにも。全国で一番離島を抱えとる長崎県、県は今まで離島、この離島振興法の補助事業のおかげで県がどんだけ潤ってきたか、市長もそれはよく御存じのとおりだと思います。県の職員の人件費まで離島振興法のこの事業の中で賄ってきたとです、県が。

今はもう返せと、返せんのやったら、転県協定をぜひ結んでもらって、僕は、ちょっと真面目に考えないかと。いつまでたっても金持ちにならん、長崎県は。また、沖縄みたいに特別振興地域になって、あれやるんだつたらいいけども、そんなこともない。

何だかんだといつても、このままやったらこれもう沈没するばかりで、明るい話題が何も無い。やっと今度ケーブルテレビができるということやから、それがもう正直言って僕は唯一の楽しみにしてます。

それで、その地域の人たちにも、「これができたらそれは大分わかる」と言うてますが、最後ということないですけど、固定資産税の課税免除措置というのが、僕、この20条ですね、何回読んでもわからんのですよ。

だから、多分、こういうことだろうと思って僕は質問したんで、多分、壱岐でこうやった形で事業をやつとる人間 本社があろうがなかろうが関係ない。壱岐の人たちが壱岐で事業をやろうとする人たちは、市長はさっき旅館だけを今そういう形にしとるという、19条ですね、地方

税の課税免除または不均一課税に伴う措置、要するにこれ壱岐で多分僕はこういうことだろうと思って質問しよるとですけど、多分要するに一部は、あるいは土地の取得に対する不動産の取得税とか、機械及び装置もしくはその事業に係る建物もしくはその敷地の固定資産税ですね、こういうのも課さなくていいと。その分については国から補助してやりますよということなんですかだろうと私は思ってるんですよ。税務課長、間違いはないですかね。

後で、それは国から地方交付金という形で国がやりますよということだろうと私は思って質問しとるんですが、もう少しこれを壱岐の事業者の人たちにももっともっと、これは別にこの分の条例にもまた細則があって、例えば従業員を何人以上雇わないかとか、そんな、例えば資本金何ぼ以上とか、そういうふうなもしかしたら細則があるかもしれませんけれども、そこまでは手に入れてませんが、市長、これの有効活用を考えるべきじゃないのかと。そうせんと、もしこれが法人税とか、こういう形で全部免除になるとなったら、これは企業誘致もしやすいですよ。

僕は、本当、法人二税も、離島については全部とっ払えというぐらいの、次にできるとしたら離島振興法にはぜひそれも書いてもらいたいと思いますけれども、これの活用については市長どうですか。ちょっと急に「これすぐやります」というわけにもいかんでしょうけども。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市においては、これだけでなく、租税特別措置法の分があるわけでございますけど、減免についても該当する方については「やりませんか」ということで、「あなたは減免に該当しますよ」ということは調べて通知をしていると認識しております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） あんまり時間もないんですかね、その減免措置、今の19条の分については、畜産業、水産業もしくは、要するに薪炭製造業ですから薪ですよ、を行う個人についてとなとるんですが、これは個人についてはその事業に対する事業税というのは減免が適用されるわけですか。

いや、畜産業、水産業もしくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を要するに免除するという形ですけども、この水産業、畜産業、今ごろは薪つくって飯食つとる人はおらんでしょうけども、これの拡大とか、これ以外の業種については何もないと。旅館もたしか載ったと思うんですけども、たしか旅館業もあつたですよ。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 事業税については県税でございますから、市に関係するのは固定資産税

あるいは、まだ読んでおりませんが、個人と書いてありますから法人は該当しないのかもしれませんが、今の段階で市であっては市税である固定資産税ということになるかと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、ついでに、これちょっと質問通告してないんですけど、離島振興法にかかわることなんで、ついでに答えてもらいたいんですが、この統廃合についても、学校を新築する場合は離島振興法で国は55%を補助しなければならないというふうに書いてあるんですけど、これは事実ですか。今度の学校の統廃合についても御要望の55%は適用されるということですか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） そのように理解しています。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） ぜひ、私も引き続きずっともっと細目、最細目までわたってほかの島の、本当は僕はほかの対馬とか五島の振興計画も手に入れたかったんですけど、ちょっと壱岐の分が余りにも金額が少ないということで、それでやりたかったんですけども、次はもう少しほかの地域に比べたらちょっと壱岐は振興法で定められとる配分金が2兆2,000億円のうち壱岐が2,900億円というのは余りにも少なすぎるんじゃないかということで、ちょっとほかの自治体の資料も手に入れてから質問もう1回します。

時間がありませんので、もう1点、水産業の振興策についてです。

市長も御存じのとおり、今、漁師は惨憺たる状況にあります。もう魚価がびっくりするぐらい下がって、それこそきょうあしたの生活をどうやっていこうとか、どうやって税金を払うていこうとか、もうそんなレベルの話なんですよ。

今までは、それでも奥さんたちが建設業とか、ほかの業種に働きに行って現金収入をもらってきとったから多少時化ても何とかやっていけたんで、ところが今は奥さんたちの働き場所もなくなって、これ冗談じゃなくて、今、瀬戸でも何人か、漁師が船を売って、もう漁をやめたという人が私の親戚にもおるとです。

正直言って、魚が捕れん状況なんで、これを市長に魚が捕れるごとせいと言うても、これはしようがないとは思いますが、行政としてできることはやってもらいたい。こんだけ一生懸命やったけれども、それでもどうにもならんという場合も確かに行政のサービスですから、それはあると思います。

それで、ちょっとお尋ねしたいとですが、これ市長のマニフェストにもなっておるし、1年前に大久保議員が同じような質問をされました。それで、市長がマニフェストに掲げた認定漁業者ですね、もうそろそろ僕は実現してもらいたいと。僕は非常にいいと思ってるんですよ、この制度はですね。

もしこれで、認定漁業者になって、物すごく励みになるんですよ。認定漁業者になって、そして、例えば近代化資金の補助金を優先的に補助するとか、あるいは1番、2番も同時に質問しますけど、例えばエンジンなんかは御存じと思いますが、漁船のエンジンも今1,000万円近くかかるんですよ。これの支払いが、今各組合もやおいかんで、これの支払いがちょっとどこおただけで、今もう通知がどんどん漁師のところに来るようになってととです。これ、できたら、私は認定漁業者、年齢とか水揚げ等である程度区別せざるを得んだらうと、だれでもかれでも認定漁業者になって全部行政の補助メニューにのせてしまったら、そんな金はとてもしゃないけど、吉崎市がそれで財政破綻しますから、そこまでしませんけども、例えば50歳以下で年間水揚げ500万円とか、そういうふうな資格要件をある程度与えて認定漁業者にしますと、それで、あなたが例えばエンジン買いかえるときは認定漁業者については1,000万円近くするんで全額というわけにはいかんけれども、10%補助しますとか、あるいは近代化資金の漁船の近代化とかにも認定漁業者については優先して受け入れるとか、そういったことを、後継者対策の一環としても私は非常に、これは、もうそろそろ取り組んでいいたらうと思っておりますが、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 水産業の振興策についての御質問でございます。

私も今議員おっしゃるように、今漁業の関連の方々は大変だと思っております。ブリがキロ300円とか、もう話にならんと思っております。本当に辛い状況にあられると思っております。

漁業者の高齢化及び後継者不足に陥っております現状から、吉崎市の漁業後継者対策の一環として、吉崎市独自の認定漁業者制度の創設によりこれらの解消を図れないかと考えておるところでございます。このことは、吉崎市の漁業後継者の育成を図る計画で私のマニフェストにも掲げたとところでございます。

その具現化のため、現在、年齢制限、年間水揚げ等に関して検討しているところであります。ただ、この制度は全国に先駆けた吉崎市独自の制度を創設しようとするところでありますので、認定漁業者に対する制度上の財源について今財源を捜しているというところでございます。

この制度と同様の制度が農業の認定農業者であり、この認定農業者につきましては農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村の認定を受けた農業経営者を担い手農業者にし

て金融措置や税制措置の支援を受けることができます。さらに、認定農業者が条件である等の国の事業が増加している現状でございます。

しかしながら、この認定漁業者制度につきましては、先ほど申し上げましたように、国、県ではいまだこのような制度の創設がなされていないため、適用事業制度等壱岐市独自の枠組みの中でこの制度の運用を推進し、あわせてその財源をも確保しなければならないため、現在慎重に検討を重ねているところでございます。

また、議員御指摘のエンジンにつきましても、本当に1,000万円もかかるということを認識しております。ただ、エンジンの助成については、具体的な補助メニューになるわけでございますけど、いずれにしましても、認定漁業者の創設について私ももう間もなく3年目になりますので早期に考えたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長、認定漁業者については、そのバックになるのは僕はこれも離島振興法でいいと思うんです。

離島振興法の第3条、離島振興基本方針、2の3のところに「農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための」となってますんで、基本的に要するに離島でやる分については離島振興法のすべて補助メニューにのるんだと私は考えていいと思うんで、これも第1条でそういうふう書いてますんで、隠岐のCASシステムですね、急速冷凍して全く鮮度が落ちないという、あれも全国に先駆けて海士町がやったんですよね。あれ行政がやったんです。

ほかのだれでもなくて、漁協でも何でもなし、あれ行政がやったんですよね。だから、僕は全国に先駆けても僕は構わんと思ってます。ただし壱岐市単独で僕はやれって言うてるんじゃないんですよね。本当、離島振興法の精神からして、壱岐市がこうやってやろうとしてるんだから、離島振興法という法律にのってこうやってやるんだと、それについて国、県が支援するのは可哀想だから何とかじゃなくて、これは義務なんだと。市長にはぜひそこまで頑張ってもらいたいと思います。

こんな状況だったら、本当に島民挙げて福岡県に本当にかわったほうがいいんじゃないかと、本当、真面目に考えてます。

これで終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問、終わります。

議長（牧永 護君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会します。お疲れさんでした。

午後 2 時52分散会